

平成 2 0 年 第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成20年 3 月11日
- ・ 開 会 平成20年 3 月11日
- ・ 閉 会 平成20年 3 月18日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
副町長		福祉課長
副町長		農政課長
総合支所長		商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課長		住民生活課長
企画課長		保健福祉課長
財政課長		東藻琴国民健康保険診療所長
財政課参事		東藻琴事務
住民課長		産業振興課長
		建設水道課長
		総務係長
教育長		生涯学習課長
女満別教育センター所長		監査委員事務局長
女満別地区農業委員会		東藻琴地区農業委員会
事務局長		事務局長

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成20年第1回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、12番、小島一弘議員及び13番、豊島義秋議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る3月5日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が6名、町長から提出されております案件が33件で、その内訳は、諮問が2件、条例制定等の議案が12件、補正予算9件、新年度予算10件であります。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は3月11日開会し、3月18日までの8日間とすることが妥当であると全会一致で判断をいたしましたので、その結果について報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで、議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から3月18日までの8日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月18日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、配付してあります議事日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

議会の冒頭に当たりまして、既に配付をさせていただいております行政報告について、説明をさせていただきたいと思います。

12月17日から12月25日まで、町内17カ所において、さらに年が明けまして1月の29日1カ所、合計18カ所で町政懇談会「ふれあいトークおおぞら」を開催をさせていただきました。今年度の参加者は280名でございます。町側の出席職員の数昨年18年度と比べまして、絞りまして対応をさせていただきました。住民の方々などからは、品目横断的経営安定対策などについての要望など、いろいろな案件が出されてまいりました。大変時間が前年よりもかかる、そういうような町政懇談会となったところでございます。

12月28日、水田農業推進協議会を開催いたしました。20年度に向けての追加転作が面積として6.7ヘクタール示されました。平成19年度、未達成で加工用米で対応した29.7ヘクタールとあわせまして、36.4ヘクタールの転作について地域に配分をさせていただいたところでもあります。その中で、農家の皆様方に実転作、また加工用米の対応などについてご検討いただいたところでもあります。

1月5日、大空町成人式をこの場所で挙行させていただきました。議員各位にも多数ご出席をいただきましたことにお礼を申し上げたいと思います。本年の対象者は101名、そのうち88名の方のご出席をいただきました。新成人からは現在の生活の

状況や将来の抱負などを語っていただいたところでございます。

1月17日、網走支庁管内町村会行財政特別委員会、その後、網走支庁管内町村長会議が網走市において開催をされました。この席上で管内の義務外負担金等の内容について徹底をするとともに、行財政特別委員会の中で管内町村会のあり方について検討していた内容について報告という形で全体会議にかけたところであります。全体会議の中で事務局を預かる諸団体の分離など、提案した内容について了解をいただいたところでございます。

2月5日、道路特定財源の確保を求める全道緊急決起大会に参加をいたしました。821名の参加という報道がございました。地方自治体の予算に混乱を招くことがないような、そういう予算措置、さらには地方の道路整備や維持財源の確保について決議を行ったところでございます。

2月12日、第31回網走東藻琴会が網走市で開催をされ、47名の方々にご出席をいただいたところであります。役員改選が行われまして、伊勢谷会長から山口会長へと引き継がれたところでございます。

2月15日、網走支庁管内町村会定期総会が佐呂間町で開催をされました。先ほど、行財政特別委員会、さらには町村長会議で報告をされた組織の見直し、その計画に沿って平成20年の事業計画等を協議し承認をしたところでございます。

2月20日、防災協定調印式を行いました。新しく発足いたしました大空建設業協会と災害時の応急対応に関し、協定を結んだところでございます。

2月25日、水田農業推進協議会でございます。12月28日に配分をさせていただいた、その結果、実転作、加工用米の対応の確認をさせていただきました。また産地づくり交付金の水準や担い手の基準等について協議を行ったところでございます。

同日、網走市において網走地域連携会議が開催をされました。ことは北海道洞爺湖サミットが開催をされるということを意識しまして、各市町村における環境問題の取り組み等の紹介が行われたところでございます。また情報交換だけではなくて、管内が連携していろいろな施策に取り組むことが必要ではないか、その体制づくりが必要ではないかと、そういうような声が大変この会議の中で大きく発表されたところでございます。

2月27日、北海道合併処理浄化槽普及促進協議会役員会が札幌市で行われました。平成20年度の事業計画予算を審議しました後、情報交換を行い事務局から国や北海道における施策の状況、さらには協議会の統合に向けた動きなどについて説明をいただいたところであります。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第66号

◇議 長 日程第5、議案第66号 大空町総合計画についてを議題とします。

本案について、総合計画調査特別委員会委員長の報告を求めます。

総合計画調査特別委員会委員長 森進議員。

◇総合計画調査特別委員会委員長 平成19年12月13日の平成19年第4回大空町議会定例会で、本委員会に付託されました平成19年議案第66号、大空町総合計画についての審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会は、平成19年9月27日の平成19年第3回大空町議会定例会で設置され、大空町総合計画について審査の付託を受ける前から総合計画策定委員による策定作業中の中間報告から基本構想、基本計画、そして実施計画、財政推計について部会毎に担当職員の出席説明を求め詳細な説明を受け、平成19年10月17日と11月16日の2回の調査を行ってまいりました。

そして付託を受けた後の審査は、平成20年1月21日と2月15日に開催し町長及び説明員の出席を求め審査を行いました。審査の過程では慎重かつ精力的に熱心な議論をいただきました。本計画の各種施策、事業の実施に当たっては、健全な財政運営を基本とし生活者の視点に立った重点的、効率的な事業展開を図るとともに、本町の特性を生かした特色ある取り組みの立案に向け、創意工夫に努めなければなりません。また、限られた財源で計画に示された基本目標を達成するため、計画の進捗状況を把握し町民へ公表するとともに、町民ニーズや社会情勢、財政状況の変化などに伴う計画の見直しを責任を持って行うなど、町民に負担をかけない適切かつ柔軟に対応する必要があります。総合計画はまちづくりの指針となるものであり、その推進に当たっては、町民の理解と協力、参加が必要です。今後においても、総合計画ほか町政に関する情報の公開と説明を重視し、町民参加の機会づくりに努め町民が主役となったまちづくりを積極的に推進されることが望まれます。

本計画は慎重な審査の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、平成19年議案第66号、大空町総合計画については、原案を可決すべきものと決定しましたので、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第76条の規定による報告といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◇議 長 別に発言もないようですので、これより採決します。

お諮りします。議案第66号 大空町総合計画についてに対する特別委員長の報告は可決です。

議案第66号 大空町総合計画については、特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 大空町総合計画については原案のとおり可決されました。

総合計画調査特別委員会に付託されました事件の審査結果が報告され、ただいま議決されましたので、総合計画調査特別委員会は廃止します。

◎日程第6 町政執行方針

◇議 長 日程第6、平成20年第1回大空町議会定例会に当たり、町政執行方針の説

明を行います。

山下町長から町政執行方針について説明の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 （町政執行方針演説）

◇議 長 これで町政執行方針の説明は終わりました。

◎日程第7 諮問第1号

◇議 長 日程第7、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
山下町長の説明を求めます。
町長。

◇町 長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前10時55分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りします。本件はお手元に配付いたしました意見書のとおりで適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議あり」の声あり）

◇小島議員 これについては投票をお願いします。
（「賛成」の声あり）

◇議 長 暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第7、諮問第1号の議事を続けます。
これから、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを採決します。
この採決については、小島議員のほか1人から無記名投票にされたいとの要求がありますので、無記名投票を行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

◇議 長 ただいまの出席議員数は17人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に田中勝吉議員及び樫原達也議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

◇議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

◇議 長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので順番に投票願います。

◇事務局長 議席番号と議員名を読み上げます。1番、近藤哲雄議員、2番、松田信行議員、3番、斎藤宏司議員、4番、植田泰弘議員、5番、森田暢明議員、6番、松岡克美議員、7番、坂本一光議員、8番、元木良一議員、9番、深川昇議員、10番、平田一行議員、11番、勝田鉄城議員、12番、小島一弘議員、13番、豊島義秋議員、14番、田中勝吉議員、15番、樫原達也議員、16番、森進議員、17番、厚海六郎議員。

(投票)

◇議 長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

田中勝吉議員及び樫原達也議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

◇議 長 開票の結果を報告します。

投票総数17票。有効投票17票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成12票、反対5票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付いたしました意見書のとおり適任と答申することに決定されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◎日程第8 諮問第2号

- ◇議 長 日程第8、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題とします。
山下町長の説明を求めます。
町長。

- ◇町 長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時09分

- ◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
これから、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを採決します。
この採決については、無記名投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

- ◇議 長 ただいまの出席議員数は17人です。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に森進議員及び厚海六郎議員を指名します。
投票用紙を配ります。
念のため申し上げます。お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申すること
に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

(投票用紙配付)

- ◇議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

- ◇議 長 異状なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので順番に投票願います。

◇事務局長 議席番号と議員名を読み上げます。1 番、近藤哲雄議員、2 番、松田信行議員、3 番、斎藤宏司議員、4 番、植田泰弘議員、5 番、森田暢明議員、6 番、松岡克美議員、7 番、坂本一光議員、8 番、元木良一議員、9 番、深川昇議員、10 番、平田一行議員、11 番、勝田鉄城議員、12 番、小島一弘議員、13 番、豊島義秋議員、14 番、田中勝吉議員、15 番、樫原達也議員、16 番、森進議員、17 番、厚海六郎議員。

(投票)

◇議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

森進議員及び厚海六郎議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

◇議長 開票の結果を報告します。

投票総数17票。有効投票17票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成16票、反対1票です。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

◇議長 長 ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時30分

◇議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第9号

◇議長 長 日程第9、議案第9号 大空町地域振興基金条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 (提案理由説明)

◇議長 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議長 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第9号 大空町地域振興基金条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第9号 大空町地域振興基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

- ◇議 長 日程第10、議案第10号 大空町学校教育施設建設基金条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
5番、森田暢明議員。

- ◇森田議員 学校教育施設建設基金を設置するという条例でありますけれども、この目的基金というものにつきましては、私も過去にこういう目的基金を設置すべきではないだろうかというようなことをご提案を申し上げたことも過去にございました。いよいよ建設に着手をしようというような時期になってこられて、町長の施政方針にもございますけれども、調査を開始するというようなことであります。大空町の学校教育の施設ということですので、目の前にきている建設の小学校ばかりを目的としているものではないのかなというふうに思うわけですので、その辺のことと、それから、この目的基金を今後何年間、また目標額をどのような額を考えておられるのか、そのこともお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

- ◇議 長 生涯学習課長。

- ◇生涯学習課長 この基金の積み立ての関係でございますが、継続的な基金積み立てということを考えてございます。町内の学校施設につきましては、それぞれ建築後35年から42年ほど経過している施設があるということでございます。それぞれ建てかえ時期を今後迎えてくるという状況でございますので、継続的に積み立てをいたしまして、今後の社会変化に伴います学校整備につきまして、重点的な課題として対応して

いく必要があるということの中で、この基金に女満別小学校建設後につきましても積み立てをいたしまして、その建設に備えてまいりたいということで準備しているところでございます。

それから毎年度、将来の基金の目標額ということでございますが、毎年度、予算に定めて積んでいただくということで原課のほうではお願いをしていくわけでございますが、基金につきましての総額の目標というのはなかなか立てづらいという状況でございますが、直近の積み立て目標額ということにつきましては、総合計画の中で直近の女満別小学校の改築事業等につきまして、一般財源で必要な金額というのを約1億4,000万円ほどはかかるのではないかとという概算をいたしているところでございます。まずは当面は一般財源の持ち出し金はこの基金において、積んで準備をさせていただくということで計画的に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 今のご答弁ではちょっと不服というか、不満なのですが、いわゆる今後、女満別小学校ばかりでなく、他の学校施設においても将来建設を考えなければならぬということがあるから、目標年は今定められないというふうに、そのように返したわけですが、あと当面例えば女満別小学校を本年から調査、検討していくというようなことで、もちろん総合計画の中にも建設面をいつからというようなことをあらあら目標を立てられているわけでございますよね。ですから、その中で大体の総額の建設費用が今課長から言われましたように、建設費用が大体この程度というふうに見込まれているわけですね。ですからその中で本来ならば、もう少し早いうちから準備をすれば、基金としては額を積み上げていけることが当然できたらうなと。でも調査、検討していく段階になって、やっとこの基金の条例をつくろうかというようなお話になっちゃったのかなと。もっと早めに準備がしていったら、基金の積み上げもそれなりに準備をしていければ、もっとさらによかったのではないかなというふうに思ったわけですが、具体的に小学校にかかる費用というのは大体想像はついてはいるのでしょうか、基金をその年その年の財政の状況にもよるわけがありますから、毎年毎年定額の額を基金として積み上げるというのは大変難しいことかもしれません。ですから、それでも建設に将来ともに必要な額をこの程度基金として準備をしながら建設に向かって考えていきたいというようなことを、もっと具体的に、原課とすればやはり持たねばならない話ではないかなと。基金というのは当然将来そういう設備を整えなければならないようなための準備のお金なわけですね。ですから、基金だけでは当然建設費として充当できるわけではないのかもしれませんが、やはりもっと計画性を持ってやってもらいたいものだなというふうに思うわけでありまして、もう一度ご答弁いただければと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 ただいま森田議員からご指摘された、特に前段の部分については町民各位の具体的に申し上げますと、女満別小学校改築に関する機運だとか、役場全体の中でのコンセンサスだとか、そうしたもろもろの事柄も加味しながらきていたということで、若干議員指摘のように、そういう意味の遅れは基金そのものの積み立ての上げの時期としてはご指摘の面もあるのかなと、このように存じます。それから学校の建設につきましては、当面、近々なものとして女満別小学校の改築を考えていますけれども、町内、東藻琴小中学校、女満別中学校、そのほかにも耐用年数かなりきているものもございしますので、それらの改築ということも想定して、こういう基金の積み立てでそれらに部分的にも備えていくという、そんなスタンスの中でまず積み立てるところでございします。それから最後にご意見いただきました、もっと計画的に、もっと額をこれこれというようなことが明示できないのかというご指摘でございましたが、そうした町民全体のコンセンサス、あるいはその他関係者のご意見等を伺う中でこういう形で今回条例提案をさせたことになったということで、それらとのかかわりの中で若干ご指摘のような面はあろうかなと思いますが、趣旨等についてご理解をいただきたいなと、このように思いますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第10号 大空町学校教育施設建設基金条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第10号 大空町学校教育施設建設基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分
再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第 11 議案第 11 号

◇議 長 日程第 11、議案第 11 号 平成 19 年度大空町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
12 番、小島一弘議員。

◇小島議員 昨年の 3 月を思い起こすと、こういう補正の中身について私ども議員としては十分な目の通し方をしなかったことによって過年度未払いが発生したということでございます。大変説明が早口でよくわからなかったこともあるものですから、改めてお尋ねをさせていただきたいと思います。

61 ページの東藻琴東地区戦略的畑地農業振興整備事業補助金が 1,106 万 4,000 円減額になっております。ちょっと聞き漏らしました。何かどうということなのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

同じページで林業費の報償費、森林整備推進対策事業補助金、617 万 2,000 円減額になってございます。何か断片的に聞こえたところによると、下草刈りが 1 回で済んだというような言い方だったような気がしますが、改めて詳しく中身をお教えたいただきたいと思います。減額理由です。

◇議 長 産業振興課長。

◇産業振興課長 ただいまのご質問について 61 ページの東藻琴東地区戦略的畑地農業振興整備事業の減額分につきましては、当初の予定しておりました事業計画から実施最終決定になりました事業費の面積等の減ということでございます。区画整理、それから客土、それから心土破碎、土壌改良ということで、当初予定しておりました事業内容から大幅に面積的に施工が減少になったということで、最終的に 1,106 万 4,000 円の減ということになってございます。面積的には区画整理で 13 ヘクタールが 9 ヘクタールに減少しております。また客土も 2 ヘクタールから未実施ということになっております。それから心土破碎については 99 ヘクタールから 59 ヘクタールに減少です。それから土壌改良については 96 ヘクタールから 85 ヘクタールに減少ということで、それぞれ事業面積等の減少によりまして確定的に 1,000 万円程度の減少になっているということでございます。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 森林整備の関係でございますけれども、先ほど減額で617万2,000円ということでお答えをしていただきました。先ほどの財政課長のほうから天候不順による下刈りの関係でございます。通常2回あるということで、当初予算を組んでいたところでございますけれども、実際的には天候不順ということで、その部分の影響で面積が減っているという状況でございます。ちなみに女満別地区で申し上げますと、当初130ヘクタールの予定でございましたが、こちらのほうが80.74ヘクタールというようなことで、マイナス約49ヘクタールと、事業費で大体98万円の減というふうになってございます。また東藻琴地区のほうでございすけれども、当初510ヘクタールということで予定をしていたところでございますけれども、こちらのほうも334ヘクタールということで176ヘクタールのその部分の下刈りの関係について一応減額になってございます。そういうことでトータル的に東藻琴が520万9,000円ほどに減額になってございまして、両地区あわせて、今回補正マイナスということで617万2,000円というふうになってございすので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 これは本当に耳が遠くなったのか、数字がどんどん出っかって、区画整理に伴う1番目については、面積が変化をしたということによって補助金事業として予定されているものが実行されなかったと、こんなふうに解釈したわけでありすけれども、最初からの予算の見立てというか、積算根拠というのがどうなっていたのかなと。あとの森林整備推進対策事業補助金についても同様なことが言えるというふうに思うのです。

林業の関係の問題については、1回ずつやればいいのしょうから、では最初のことからもう一度確認をします。一番最初の答弁の中身では、どうも最初の予算の組み立て方に問題があるなというふうな印象を持てますのですが、もうちょっと合理的な説明をいただいて林業対策については、またもう一度質疑をします。よろしくお願いします。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 ただいまの東藻琴の東地区のほうの関係でございます。これについては、事業の関係が団体営ということで、農協が事業主体で実施をしているところでございます。町のほうの財布について間接補助をとということで2分の1の事業では実施をしているところでございますけれども、最近の品目横断の関係等も含めた中で、実際当初農家の方の希望取りまとめをして、予算要求とした状況でございすけれども、実際的には農家の負担が50%というようなことで負担が大きいというようなことから、最終的には農家の方が辞退をしたというような状況がございまして、今回こういうこ

とで事業量が減ったというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今課長から説明があつたので、受益者負担が非常に高い効率があつて団体営という性格があつて執行できなかつたという説明で私はよしとしたいと思います。

ただ2番目のことでありますけれども、依然として天候不順に伴う、2回を予定していたのけれども1回で済んじゃつたという話なのですけれども、私林業についてあまり詳しくありませんが、雨が降ったら下草刈りができなかつたのかなといろいろ勝手に推測するわけですが、果たしてそれでよろしいのでしょうか、実際問題として。必要ないと、1回で間に合つたと、十分、その根拠についてちょっとお尋ねしたいのです。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 実際は面積の関係等については当然林家の方がございますので、森林組合が毎年1月ぐらいから聞き取り調査をして、それぞれことしの下刈りの関係等、あるいは徐伐の関係等、いろいろ事業の関係等積み上げをした形の中で予算要求している状況でございます。その中で下刈りの関係で言いますと、大体5月ぐらいから8月上旬ぐらいまで草刈り時期になってございます。それで2回の実施をするような状況でございますけれども、先ほど天候不順というようなことでお話をさせていただいたのでございますけれども、実際は5月ぐらいから刈つたときに、次の2回目を刈るときの現地を見たときにはそれほど下草が伸びているというような状況ではなかつたという判断があつたものですから、そこにまた経費をかけるということになれば、当然林家の方の負担も一応生じるというようなことがあつたものですから、現地を確認した上で2回目の部分については実施をしなかつたというような、今回経過でございまして、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今課長の答弁でよしとしたいのですが、もう一つ勉強ですからお尋ねします。もともと計画は森林整備推進対策事業補助金については、下草刈りと、こういうことのようにありますけれども、この種の事業といいますか補助金の性格から、勉強だから教えてもらいたいのですが、その他のことには使えないのですか。あくまでも下草刈りしかないのですか。そのことをお尋ねします。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 実際的には一応単独補助ということで上乗せ補助になってございましてけれど

も、実際的には国、道が実施をした事業の上に町のほうが単独事業として実施をしているという、上乗せ補助をしているという状況でございます。それに今、下草刈りというお話でございましたので、そのような答弁をさせていただきましたけれども、実際的には内容的には下草刈りの関係、それから徐間伐の関係、それと今動いているのはこの2本ということで下草刈り、それから徐間伐の関係、この2本に対して一応町のほうで単独事業ということで実施をしている状況でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 これで終わりにしたいのですが、今私が下草刈りを尋ねたからということで初めて徐間伐の話が出てきたのですが、徐間伐の事業はこれにあわせて2つの方針で取り組めるのだとすれば、その辺はどうなっているのですか。わざわざ残さないでそちらのほうでも、私林業のことは詳しくありませんけれども、そういうお金が残る予定があれば振り向けたり、いろいろそういうことの柔軟性がないのか、そもそもそのものでしか決まってないから、もうそれはできないのだということであれば、これはまた話は別ですが、2つの方向が確認今されましたよね、課長から。その辺を詳しく教えていただければこれで質疑は終えたいと思います。

以上です。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 先ほど申し上げましたように、上に北海道、道のほうからの補助金があるということがございますので、それに対して市町村のほうで上乗せをした下草刈りと徐伐の関係がございますので、今確かに下草刈りのほうでお金が余ったにしても、北海道のほうで徐伐のほうの補助金をつけなければ、そちらのほうも上乗せはしていないというような状況でございますので、片方でお金が余ったから片方にお金ということではなくて、基本にあるのは、国、道のほうが補助対象にしたものについて上乗せを補助するというような方式ではやってよという状況がございますので、それを振りかえするというような形での取り扱いはしていないということでご理解をいただきたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１１号 平成１９年度大空町一般会計補正予算（第１０号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１１号 平成１９年度大空町一般会計補正予算（第１０号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１２号

◇議 長 日程第１２、議案第１２号 平成１９年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第１２号 平成１９年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号 平成１９年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第１３号

◇議 長 日程第１３、議案第１３号 平成１９年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第13号 平成19年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第13号 平成19年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1時59分
再開 午後 2時09分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 議案第14号

◇議 長 日程第14、議案第14号 平成19年度大空町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第14号 平成19年度大空町老人保健特別会計補正予算(第2号)

を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成19年度大空町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号

◇議 長 日程第15、議案第15号 平成19年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 あんまり金額が小さいのですが、ちょっと確認をさせていただきたいのです。

139ページの地域包括支援センター運営協議会費、6万3,000円。これは課長の説明によると、回数減によると。こういう説明がありました。今ほど地域包括支援センターの役割は極めて大きくなっているのだらうと私も思っておりますし、かなり期待もしているわけなのですが、回数が減ったということはどういう意味なのかということをお聞かせ願いたい。よろしくお願いします。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 包括支援センターにつきまして、運営協議会年2回程度予定しているのですが、19年度につきましては1回の予定で終わることができるというふうな状況にありますので、1回分減額させていただくものでございます。それで運営協議会は19年度につきましては、年度末に開かせていただくということで今のところ予定させていただいております。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今回の課長の答弁は現在まだ開かれていないけれども、年度末までには1回はやるよと、こういう話ですね。地域包括支援センターの内容の説明を聞いて、先ほども前振りでも申し上げましたが、かなり多くを期待しているのに必要がなかったから今まで開かないで、2回あるもののうち1回だけは消化するというふうに聞こえるのですね。間違っていれば質してもらいたいのですが、何のためにこういう予算をつけ

て、地域包括支援センター役割を果たさなければならないかというあたりがちょっと伝わってこないのですよ。それだけ聞かせていただければ質疑を終えたいと思います。以上です。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 包括支援センターで年2回予定させていただいたのは、通常何か事案が起きた場合開かせていただくということを1回想定していたわけですが、あとのもう1回につきましては、その年度の利用実績ですとか、課題等があれば年度末に開かせていただいて、そこで検証していくというふうな形を取らせていただいております。したがって途中で何か問題や何かがあって開く必要性がなかったということでご理解をいただきたいと思います。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第15号 平成19年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号 平成19年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第16号

◇議 長 日程第16、議案第16号 平成19年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
山本保健福祉課長。

◇保健福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 平成19年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成19年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第17号

◇議 長 日程第17、議案第17号 平成19年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今の課長の説明を聞いていて、163ページなのですけれども、備品購入費のメーター器の購入についてももう少し詳しく教えていただきたいのです。工事に伴う減額については前段のところで説明がありましたけれども、いわゆる備品購入費にかかわる減額の366万5,000円、中身がちょっとよくわからないものですから、もう一度精査して教えていただければと思います。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 詳しい数字はちょっと今持ち合わせておりませんけれども、先ほど申しましたように、金額が366万5,000円と大きい額でございますけれども、メーター器単価契約におきましては、競争見積もりということでやっておりますので、その分の入札の残もございますし、また新規であるとか更新の設置を予定していたわけですが、それがなかったということの原因でございますので、よろしくご理解のほど申し上げます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 基本的には理解しますが、今の課長の説明だと見積もりその他で、競争だから価格が結局そんなにかからないで済んだというふうなお話でございますが、当初の予算から見ると、結構大幅な残でないのかなと思うのですよね。後ほどもう少しわかりやすく、これ終わってからで結構ですから教えていただければと思います。今手持ちでなければ、後ほどお聞かせ願いたいということを申し上げて質疑を終えたいと思います。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 ただいまちょっと手持ち資料がございますので、後ほど当初予算の個数と現在使われている個数、その減額についてご説明したいと思いますのでよろしくお願いします。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第17号 平成19年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第17号 平成19年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第18号

◇議 長 日程第18、議案第18号 平成19年度大空町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第18号 平成19年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号 平成19年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第19号

◇議 長 日程第19、議案第19号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。
12番、小島一弘議員。

◇小島議員 今説明をいただきました。193ページの浄化槽検査手数料の減額8万3,000円と役務費のですね、委託料の浄化槽保守点検委託料の95万6,000円、私想像するに、浄化槽というのは基本的には新規のもの以外は別として、担当課のほうで把握しているはずですよ。当然これに伴う手数料とか、あるいは保守点検委託料というものは実行されるものと思うのですが、何でこんなに減額になったのかということをお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 個別排水処理事業につきましては、当初、旧女満別町でありました201基

の管理でございます。個数は201基しかございません。それについては法定検査を当然やりますし、それに基づきまして清掃をやるわけでございますけれども、それにつきましては、検査後すべての浄化槽に対して行うというのが法でございますので、そのようにやってございまして、なおかつその執行残が出ているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 課長の答弁、ちょっと苦しそうなので、後ほどいろいろと詳しく、また勉強ですので教えていただければと思いますが、ただ私の印象としては95万6,000円というのは1個当たり何ぼになるのかということまではちょっと手元の資料がありませんから判断できませんが、何か理由があって残ったのだらうと、こう思いますので後ほど精査して教えてください。
終わります。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 そのようにさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第19号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第19号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時55分
再開 午後 3時05分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第20 一般質問

◇議 長 日程第20、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 平成20年第1回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

昨年は、ミートホープ、石屋製菓、赤福、比内地鶏、船場吉兆など名の通った企業の不祥事が相次いだ年で、消費者の信頼を大いに低下させた年でした。それがことしに入り中国製ギョーザの中毒事件から中国産食品への懸念が強まる中、町内の住民からの声も大きかった学校給食について質問をいたします。

1点目、1月末に中国製ギョーザによる中毒事件が発生し、このギョーザの製造元である天洋食品の製品を全国33道府県の計606校が学校給食で使用していたことがわかり、道内では116校で全国の2割近くを占めていたとの報道がされていたところです。この天洋食品について、町内の学校給食での使用はなかったのか。

2点目、町内学校給食の食材はどのような方法で受け入れているのか。

3点目、世界的な影響などによる農産物の価格高騰により、学校給食の食材の値上がりが続いているが、給食費の今後の見通しについてどのように考えているのか、また給食費の滞納者の状況と今後の対応について。

4点目、給食センターの将来の方向性はどうなのか。具体的に1つ目としまして、今町内に2つある給食センターを一本化にするのかどうか。2つ目、耐用年数が来ている機材の更新についてどうなのか。3つ目、民間委託の検討についてはどうなのかを教育委員長、教育長に伺いたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 学校給食は、学校給食法において児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与すると定められていることに基づいて実施しているものであります。したがって、良質かつ安価な食材を調達し、栄養バランスのとれたメニューによって安心、安全な給食を提供することが求められております。また、近年重視されています食育の観点も大切であります。それらを総合的に考慮した上で、保護者から適切な額の給食費を徴収して給食の提供をいたしております。

このたび中国産の食材による中毒事件が発生したことは、食の安心、安全を守る上からも極めて憂慮すべき事態であり、その原因究明が待たれてならないところであります。加えて、原油の価格の高騰や中国産食材が使用できないことなどを要因として、食材の値上がりが進んでいることから、現在の給食費で運営できるかどうかという心配が生じ、全道的に見直し、検討が広がっている模様であります。

一方、安心、安全な給食の提供という観点からこれまで進めてまいりました地産地消の取り組みが改めて重要視されることになりましたので、今後とも適切な対応をしてまいります。

教育委員会といたしましては、これらを総合的に判断いたしまして、今後とも学校給食の適切な管理運営に努めてまいる所存であります。具体的な内容につきましては、教育長に答弁いたさせます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 斎藤議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

1点目、中国産のギョーザ等の使用の町内における状況についてまずお答えをいたしたいと思います。この事件を受けて、北海道教育委員会が2月1日付で昨年11月からことしの1月までそういう中国産の冷凍ギョーザを使ったかどうかというような調査を求めてまいりました。本町の学校給食において、この冷凍ギョーザ及びジェイティフーズが自主回収をしました食品について調べました結果、両センターとも使用はしていませんでした。ただし、調査対象外ではありましたけれども、去年の5月11日に1回だけジェイティフーズの食品を東藻琴給食センターで使用したという経緯はございました。そこで、センターといたしまして、今回問題のあった会社の製品につきましては自主回収製品以外のものについても安全性が確保されるまですべて使用を控える措置をとったところでございます。今後においても品質、成分等の検収、確認等を十分に行いながら食材の選定に万全を期してまいりたいと、このように思います。

2点目、学校給食食材の購入方法についてであります。米及びパンの原料であります小麦粉につきましては価格、品質、不作のときの対応、あるいは年間を通した数量の安定的確保の面から北海道給食会が全道一円を対象にして食材を確保しているもので、そこから一括購入をしているところでございます。牛乳につきましては、北海道が学校給食用牛乳安定需要確保対策事業によって補助を行っていることから、それらの供給事業者から買うということに決定してございます。そのほか缶詰、調味料、乾物等についてはこの管内におきましては4町、津別町、訓子府町、置戸町、遠軽町で8調理場、そのほかの丸瀬布、生田原、女満別、東藻琴、この調理場ですが、そこで連携、共同して購入をいたしております。野菜などの生鮮食料品につきましては、町内の業者から購入をいたしてございます。特に野菜については、地産地消という観点からできる限り地場産品の使用を心がけているところでございます。

3点目、給食費の見通し、滞納状況についてでございますが、議員もご指摘のように原油高等から食材の値上がりがございまして、小麦、乳製品の価格も高騰しているということで大変給食の運営が厳しい状況にございます。そこで、20年度の給食費の算定に当たって、こうした食材価格の動向も見きわめた中で給食内容の見直しを行いました。具体的には、これまで卒業式、入学式、あるいは学校の何周年記念とかというお祝いですね、そうしたときに出しておりましたお祝い用品を廃止して食材購入費に充てたり、献立の工夫によって20年度については現状の給食費で対応してま

いりたいと。小学生210円、中学生240円に対応してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、給食費の滞納状況でございますが、保護者から給食費を納入していただいて食材を購入し、子供たちに給食を提供しているわけでございますが、18年度までで2件で33万4,000円の滞納がございました。今年度分につきましても若干納付がおくれている方がございますので、1週間に1度、2週間に1度と定期的に訪問をいたしまして給食費の納入について督促を行っているところでございます。

4点目、給食センターの将来の方向性でございますが、現在ご承知のように両地区に給食センターを設置して調理と配送をしております。当面は、現在の両地区の給食センターを存続していくということで一本化は考えてございません。しかし、東藻琴が平成8年、女満別が昭和58年の建設ということで一方の老朽化というようなことも視野に入れながら今後議論をしていく必要があるなど、こういう認識は持っております。

その中で機材等のことについてもご指摘ありましたけれども、女満別の給食センターについては24年が経過しているということで設備機器の中には一度も更新していないものもございます。そんな関係で専門の業者に毎年整備点検を行っていただいておりますけれども、議員ご指摘のように、老朽の度合いを見きわめて更新の計画を検討していきたいと、このように考えているところでございます。

それから、民間の委託等については、現在調理業務について産業開発公社に調理の一部委託をしているというようなことで、形としてはそういう形になってございます。配送については、町の職員が行っているということでございます。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます、どうぞよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 まず、1点目の件なのですが、この間センター長から資料請求をいたしまして、今どういうものを使っているのか確認しました。その中で製造工場が国内で、原料が中国産及び一部原料中国産のものをかなり使っております。その中で原材料なので、仕方ないのかとは思いますが、先ほど教育委員長も言っておりましたけれども、安心、安全の食品、それが逆に安価だけ、安さだけで追求されてこういうものを使っているのかなと思うのですが、その辺について、教育長、どのようにお考えでしょうか。

◇議 長 教育長。

◇教育長 これまで外国から輸入して利用していた食材について、こうした安心、安全を脅かすような実態があるということは恐らく全国のどこのセンター等でも予見できなかったことであるということでございまして、それらについてはこうした事態が起きましたので、十分今後配慮をして検収等に努めていかなければならないというふうに考えておりますし、センターでも今後中国産の原料を含む場合には納入業者に十

分農薬等の検査の処理を提出させて、その辺の吟味を徹底してまいりたいと、このように思っています。

それと、地産地消ということで地元のものを購入して利用していくことは本当に望まれてならないところではありますが、値段等の関係、安定的に食材がメニューに合わせて供給できるかどうか、それらの点も今後検討しながらいきたいと、このように存じておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

◇議 長 斎藤議員、これは学校給食について項目1つですから、全体でやってよろしいですから。

3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 いろいろ値上げのことについて確認したいと思うのですけれども、きょうの紙面でも1面をにぎわしておりましたけれども、大変タイムリーな質問だったなと自負しておりますけれども、その中で一番思うのは、一応創意工夫でいろんなやり方で値上げはしないのだと。例えば北見の給食センターのことが書いてあったのですけれども、北見給食センターでは献立の工夫としてサバはホッケに、イチゴはミカンにかえて工夫する。食材は地場産のものを使って安全な冷凍食品を導入するというので、値上げはしませんということを書いておりました。逆に網走のほうでは、30円ほど値上げするということです。その中で自分も考えますと、地産地消で先ほど野菜については地場産のものを使っていますということなのですけれども、この質問をする中で何人かの奥さんに言われたのですけれども、地場産のもの、安全で安心なものを使うのであれば少々値上げしてもらっても構わないのだということと言われておりました。その中でもことは値上げはしない、そのかわり入学式とか卒業式のパンとかケーキは節約しますということだったのですけれども、逆にその分業者は泣かなければならぬのかなと思っています。そういう意味で実際にことし値上げしないでいいのかどうか、その辺もう一度確認したいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 給食の先ほど申し上げましたお祝い用品、この3月の卒業式から取りやめたのですが、それと来年1年間そうしたお祝い用品をやめていくことによりまして、それを食材の購入に充てることによりまして60万強の、1年間ですね、お金が食材購入に転換できるというような見通しが立ちましたものですから、20年度については値上げをしないでも何とかやれるのではないかなということでございます。ちなみに、1日の給食費でございますが、小学生210円、それから中学生が240円で給食費を徴収して提供していますけれども、それを町内全部合わせますと17万1,000円ぐらい1日になるのです。その中でお祝い用品が60万強1年間でかかっていたと、それを取りやめていくというような方向の中で何とか対応できないかということでございます。その際、来年度の給食費のことを考えていく際に、この間も給食運営委員会で協議をいただいたのですが、既に小麦の30%分を見込んでおりますし、その他

の諸物価の値上がりも若干見込んで、そしてこのお祝い用品をやめることによってそれらのカバーがいかにかできるかと、そういう算定の中で来年は値上げしなくてもやるのではないかなということ踏まえたわけでございます。ただし、この後さらに我々が予想した以上の値上がりかもし生じるとすれば、原油価格も106ドルを超えたというような状況も聞いておりますので、そのときにはまた教育委員会としても十分協議をする機会を設けさせていただきたいと、このように考えているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 なかなか家庭的な事情で給食を大変楽しみにしているお子さんもいらっしゃるかと聞いております。その中で一つの工夫として弁当を持ってきたらどうなのだろう、逆に先生方にもそういう形で言われたこともあります。この新聞報道されてから何人かの方に電話いただきました。その中でその言葉を聞いていると、弁当まで持っていくのは大変なのだ、それだったら値上げしてもいいから、給食を食べさせていただきたい。先ほどなぜ滞納者の確認をしたかという、これがかなり多いのだったら、値上げをしたらもっと滞納者がふえると思うのですけれども、率を見ますと2件で33万4,000円ということで、これで値上げしてもそれほど影響ないのなら、食材のことも考え、先ほどの中国製品のこともありますけれども、地場産のものを使ってもらって給食費については十分検討してもらったほうがいいのかなと思っておりますけれども、その辺について再度お願いします。

◇議 長 教育長。

◇教育長 先ほど2回目の答弁のときに地場産品の利用状況についてちょっと答弁漏れていましたのですが、女満別地区につきましてはジャガイモ、トウモロコシ、ブロッコリー、アスパラ、セロリ、ナガイモ、トマトジュース、モチ米は100%地場産でございます。そのほかタマネギは92%、ホウレンソウは68%、さらに白菜、大根も使用していますので、生鮮野菜のほとんど主なところは地元のもので活用していると。東藻琴地区は、そのほかインゲンマメ、モチ米は100%、おみそなんかも東藻琴地区でも利用していますし、牛肉83%、タマネギ68%、ニンジン63%、アスパラ58%、ジャガイモ51%、ナガイモ50%というように利用されておって、そのほかキャベツ、白菜、トマト、大根も東藻琴地区でも利用していると。ですから、日常的な生鮮野菜についてはほとんど地場産でやっているのですが、そうした形でなかなか手に入りづらいものについて外部の業者から購入しているような実態はございます。それらがどのくらい地元で安定的に調達できるかということについては、その他のものについてはちょっと研究する時間をいただきたいと、このように思います。

それから、ただいまありましたお弁当の件についてですが、先ほど申し上げましたように、1日子供たちがお弁当を持ってくる、こないということは賛成される家庭もあるでしょうし、なかなか大変という家庭もあって、実は給食の担当者のそれぞれの

学校の養護教員の先生方が給食担当者会議に集まって、その折、学校の中のいろんな意見も集めてこられたのですが、今議員お話しされたように、賛成の声もあれば反対の声もある、さまざまな家庭が想定される中、すべからくお弁当の持参が可能かという危惧する意見も中にはございまして、この辺なかなか慎重に対応していかなければならないなという気はいたします。ただ、食育、家庭でお母さんがお弁当をつくるというような機会、運動会や遠足等、修学旅行等はそれぞれ家庭でつくられていくわけでありますから、そんなことも総合的に勘案しながら地場製品の活用、ある程度の給食費の値上げを抑制するとか、それらを総合的に考えながらこの後お弁当持参については検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしくご理解ください。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 私は、弁当の持参については反対なのです。なぜかという、いろんな家庭がいてなかなか大変で、恐らく弁当だよといったら、月に1回ぐらいなら忘れる方もいらっしゃると思うし、逆に家庭的な事情でやっぱりつくれなくてコンビニになっておにぎりとか持ってくる方もいらっしゃると思うのです。そうなったら、そこでおまえは何だ、コンビニのあれかと、そこからいじめになっても困るなど、そういう関係でやっぱり給食については先ほど聞いたとおりの滞納者もいないようですから、少し値上げしてもぜひやめないでお弁当という考えはなくしていただきたいなと思います。その辺再度お願いします。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今お弁当のことについて斎藤議員はそういうようにお考えだということで、給食担当者会議の中で養護教員の先生方が持ち寄った意見の中にも、学校の生徒や子供たちの実態を知っている先生方の情報から、今危惧されるようなご意見も散見されました。そんなことでこの後一応お祝い用品を食材費に充てるということで、20年度は値上げしないということで今のところ何とかやれそうだという判断をいたしましたけれども、ご指摘のようなことを踏まえながら、また十分検討を重ねてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 先ほど両センターの一本化というのは考えにはないということだったのですが、それについてどうこうという考えは私ありません。ただ、1つ考えるのは、女満別の給食センターが昭和58年ということで24年もたっている。恐らく機材もかなり傷んだり古くなったりしていると思うのです。その中でことしはなれた職員も退職するというので、その中で20年以上もたちますと、人間もそうだと思うのですけれども、なかなか癖があってその人では直せないものもあるのではないかなと思うのです。そのような中で給食というのは、一刻一秒おくれると大変困るものだと

思うのですけれども、そういう対応というのはお考えなのでしょうか。

◇議 長 教育長。

◇教育長 具体的に給食センターの施設、特に女満別の給食センターについてでございますけれども、ここでは大きい機器としまして給湯ボイラーと蒸気ボイラーと2つ大きなボイラーがあるのですが、蒸気ボイラーにつきましては平成11年に更新をいたしました。給湯ボイラーについては、58年に設置して以来、丈夫で長もちということで24年何とか修繕等をしながらもってきているというようなこともあります。しかし、定期点検をしてくださっている業者の方々のご意見等も聴取いたします、やはり更新の時期を見誤らないような方向でというご指導もいただいておりますので、今後それについて近々に交換できるような方向を考えてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

また、職員の退職等につきましては、ご懸念されるところは十分理解はできますので、そうしたこともならないように配置等についてまた考えてまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくご理解いただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 給食センターの民間委託についてももう少しお考えを聞かせていただきたいと思うのですけれども、いろんな考え方があると思うのですけれども、なかなか給食センターそのものを民間委託にするのは大変なことだと思っております。その中で、今おばさん方は公社の人間なのだと聞きました。配ぜんについては、職員がやっていますということでした。その配ぜんだけについてなののですけれども、配ぜんについては委託でもできるのかなと考えておりますけれども、その辺はどうなのでしょう。

◇議 長 教育長。

◇教育長 調理については、女満別産業開発公社のほうから人材を派遣いただいて、その部分については一部民間委託というような形で運営をさせていただいておりますけれども、配送、配達については町の職員が持って各学校等に配達しているということでございます。この点につきましては、今後十分検討しながらどのような形でやるのが望ましいのか、その時期的なこと等についていろいろ協議を重ねながら考えてまいりたいと、このように思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 違った角度で、稲城の子供たちが来たら、女満別の給食は大変おいしいですという声が多いのですけれども、その中で結構食べ残しがあるのだと聞いたことがあるのですけれども、その食べ残しの率というのはどのくらいあるものなのでしょうか。

◇議 長 教育長。

◇教育長 大まかなメニューについての食べ残しをお話し申し上げたいと思いますが、和風物、それからあえもの、煮物、サラダと何もついていない白い御飯、それからパンというようなものが食べ残しの多いほうに入っております。白い御飯ですと1割から2割くらい、時によってはそのくらいあるということです。それから、野菜のあえもの、酢の物なども1割から2割くらいあるということでございます。それから、煮物でも15%から25%くらいあるということで、そのメニューによって割に特定して食べず嫌い、食べ残しがあるということでございます。これらについては、どのような原因なのかということですが、割に添加物になれた現在の子供たち、あるいは甘いもの、間食になれた子供たち、あるいは小さいときから家庭でどのようなものを食べていたかという、その家庭のメニューやその家庭の好き嫌い等もそうした食べ残しの要因に何らかの関係しているのではないかなということも想定されますので、それらについて養護教諭の先生方とも今後連携をしながらその原因等について探っていくればなと、このように考えてございます。よろしくご理解いただきたいと思います。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 食べ残しが1割から2割、献立によって違うのだということだったのですが、この献立というのは子供たちの意見というのは反映されているのでしょうか。例えば聞いたところでは、カレーライスとラーメンが一番人気があるのだというのは聞いたことあるのですけれども、そのような中で子供たちの意見というのは考えに入れているのかどうか。

◇議 長 教育センター所長。

◇女満別教育センター所長 子供たちの意見を聞いているのかというご質問ですが、毎年女満別、東藻琴両センターともにアンケート調査を子供たちにしております。その中で好きなもの、嫌いなもの、あるいは塩辛いか、甘いとか、いろんな角度からアンケートをとって、それを養護教諭の先生方とも栄養士と話し合いの中でいろいろ参考にした中でメニューを考えているということでございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 国レベルの自給率が39%ということなのですがけれども、せめて大空町だけは学校給食においては、先ほど食農の話もありましたけれども、自給率100%を目指して安全で安心な食品を子供たちの健康の管理のために食べさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今回ご質問いただいた、それから最後にいただいたご趣旨等を十分承りながら今後安心、安全でより子供たちに喜ばれる給食を目指して取り組んでまいりたいと、このように存じますので、よろしくご理解、ご指導いただきたいと思います。

◇議 長 これにて斎藤宏司議員の一般質問を終了します。
次に、7番、坂本一光議員の一般質問を許します。

◇坂本議員 平成20年第1回定例会に当たり、20年度予算を決定する会議であります。一年の計は元旦にありという言葉がありますが、まさしく行政にとって継続性の重要さということは十分ありますが、ことし一年の行財政運営の始まりであると思います。

そこで、町長の町政執行方針について伺います。ことしは、大空町として初めて総合計画に基づく実行の初年度であります。これまで財政健全化計画等、あらゆる分野のいろんな計画を策定してまいりました。それぞれの計画に沿っての予算であると思いますが、平成27年までの総合計画に基づいたところの今年度の目標とするところをどう考えておられるのか伺いいたします。

その上で、特に重要と位置づけられる政策はどのように考えておられるのか伺いしておきたいと思います。

次に、エコツーリズム推進法について伺いいたします。本年4月この推進法が施行されます。この法律について環境省は特定自然観光資源の指定に関して地域の取り組みを支援する前提として市町村ごとにエコツーリズム推進協議会にて全体構想をつくりなさい、そういったものについては支援をするというようなことが新聞記事で報道されておりました。このことについて大空町としてどう取り組まれるのか、伺いをしておきたいと思います。

次に、地球温暖化対策実行計画についてであります。計画書については、先日本示いただきましたが、主に庁舎を一つの事業所としてのそれだけの実行計画であるような印象を受けました。一部町内の事業所、住民にもお願いをするというようなことは書かれておりましたが、中にまだ広報等でのPRもございません。多分庁舎内での5年間を目標に6%のCO₂の削減の計画、そのように受け取ったものですから、果たしてそういった内容のものだけでいいのかどうか、大空町としての取り組み、またこれにつきましては平成23年までという年次ごとの削減目標はどのように考えておられるのか、またその実績についての公表はどのようにして行われるのか伺いしておきたいと思います。

私は、庁舎だけでなく住民生活の上でも町内の事業所の営業活動の上でも広くご理解とご協力をいただくべき大きな問題であると思いますが、その辺の取り組みについてはどのようにお考えになっているのか伺いしておきたいと思います。

次に、指定管理者制度について伺いいたします。18年10月より導入されましたこの制度について、この制度を導入した施設の運営管理について、行政としての効

果として挙げられる点、また利用者側から見たところの効果というものはどのように把握されているのかお伺いしたいと思います。

2つ目として、これまで長いもので1年半経過してまいりましたが、当初の協定内容で賄い切れなかった分、想定できなかった点が果たして問題点として浮上しているのではないかと、もしそういったことが課題としてあるならば今後どのようなところをどのように改善していかれるのか、その考えについてお伺いをして、1回目の質問いたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 坂本議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点目、町政執行方針について20年度の大空町の目標とするところはどういうことでの質問でございます。大空町としまして合併をして平成18年、また今年度19年度は合併直後のため当面の課題整理を中心に進めてきたところであります。内部的なものの整理や公共施設などの整理をしなければならないもの、そういったものが中心になっていたかと思えます。昨年の3月に行政改革の大綱、推進計画を策定をいたしました。また、今般大空町の総合計画についてお認めをいただき、またそれに付随する財政健全化の計画も示したところでございます。改めて今まで滞っていた社会資本の整備やいろいろな仕組みづくり、また制度、そういったものを示しながら27年度までの8年間の大空町の総合計画をスタートさせる年、大空町としての新たなまちづくりの方向性を町民の方々に示していく、そういう初年度になる、そのように認識をしてそういうところを皆さんに伝えていくための今回の予算編成に当たったところでございます。どれが重要かということでもありますけれども、合併調整を行ってきた事務事業は686項目になります。今回予算において一般会計で事業項目ごとに積み上げを行ったわけでもありますけれども、その項目数が370件、その積み上げが一般会計における72億円という予算になってございます。どれもが行政運営上大事な事業であると、そんなふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、新しい総合計画の施策の実現に十分勘案をし、21年度以降につながる、そういう前向きな予算編成に心がけてきたつもりでございます。こういう内容について今後いろいろな機会に町民の皆様、また議員の皆様いろいろな形でご説明をさせていただいていきたいなと、そんなふうと考えているところでございます。

次に、エコツーリズム推進法についてもお尋ねをいただきました。エコツーリズム推進法というものが制定をされ、平成20年の4月1日から施行されるという状況でございます。また、ことしは北海道洞爺湖サミットが7月に開催をされると、このサミットは環境サミットというふうな言い方もされています。国も積極的に自然環境の保全や地域の創意工夫による観光振興を推進するようになってきたということだろうと思います。この法律の中でエコツーリズムの定義について書かれておりますので、まず前段説明を申し上げたいと思います。エコツーリズムとは、自然観光資源について知識を有する者から案内または助言を受け、自然観光資源の保護に配慮し、自然観光資源と触れ合い、これに関する知識、理解を深める活動ということが定義されてお

ります。そして、この法律の中に市町村は推進協議会を組織することができるというように言い方になってございます。そして、その推進協議会の組織の中でその地域における全体構想を策定した場合については、国として自然観光資源の保護のための規制などを行うことができるというふうに規定されております。国は、この法律に基づいて指針を出すことになっておりますけれども、まだそういった具体的な内容が示されておきませんので、この法律からだけ見ますとどのような支援があるかというのはまだ不確かなところが多いのが現状であります。ただ、規制等を行うことができるということが書かれておりますので、その部分について考えてみますと、本町においては既に国定公園、国立公園のエリアの中で規制を受けている地域もありますので、この全体構想の中でいいますと、例えば私どもの町の農村景観等に関することで規制をしていくということが可能になるのではないのかなと、そのように考えているところでございます。当然推進協議会というのは町だけが組織するものではなくて、地域内の事業者の方々、地域の住民の方々、またNPOなどの活動をされている方々なども含めて組織することが望ましいというふうに記載されてございますので、こういう地域の機運を醸成していかなければならないと、そんなふうに考えているところでございます。昨年12月の定例町議会において議員からのご質問で、このときはグリーンツーリズムという切り口でございましたけれども、いろいろな町内の各産業の方々、また移住などの受け入れをされている方々、広い分野にわたる中での取り組みが必要だというふうにもお話を申し上げました。そういう意味で地域の総合的な組織づくりについて機運を醸成し、そして法律の具体的な国からの指針などが示されれば、それにのっとりながらその組織づくりについて努力をしてまいりたいと、そんなふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、地球温暖化防止の実行計画についてでございます。これは、ご質問のとおり地方公共団体における実行計画ということでございます。私どもの計画は、基準年を平成18年度といたしまして、計画の期間を京都議定書の第1約束期間に合わせて平成20年から平成24年までの5年間といたしております。この中で町の事務事業における温室効果ガスの排出量を6%削減していこうというものでございます。現在18年度の基準年で6,132トンと二酸化炭素換算で換算をして計算をしております。これを削減し、総体で5,764トン以下の排出量になるということを目指してございます。年次的には単純に5年間で割り返しまして1.2%ずつというふうに当初は思っておりますけれども、各年度ごとに点検、評価を行い、状況を把握しながら全体で6%達成に向けて努力をしていきたいというふうに考えてございます。この地方公共団体としての取り組みにつきましては、広報等により公表をすることといたしておりますし、その毎年度の状況についてもパーセントだけではなくて具体的にどういった燃料、電気料が節減されたのかということをお知らせしていきたいというふうに思っています。ただ、ご質問の趣旨にありましたように、地方公共団体としての削減だけでいいわけではないと、そのように私は思っております。町民の皆さんのご協力が不可欠であります。町民の皆さんにおける行動指針というようなものを20年度作成をして、そして町民の皆さんのご協力を求める、さらに地球温暖化にかかわるさまざまな情報提供を図っていききたいと、その中でどのようなご協力をいただ

けるか、そういう誘引的な対策も講じていくことが必要ではないかと、そんなふうに考えているところでございますので、そういう取り組みを進めてまいりたいと思っております。

次に、指定管理者制度の関係でございます。平成15年の9月に地方自治法が改正されました。この中で指定管理者制度というものが定義づけられております。多様化している住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを広く活用することが町民サービスの向上に有効であると。もう一つは、職員人件費や施設の維持管理に係る経費の縮減も期待できるという考え方が根底にはございます。その中で町直営か指定管理者制度かの二者択一の中で施設を管理していくということになっています。しかしながら、私が思いますのは、私どもの地域に当てはめたときに制度導入の受け皿となる団体、会社、事業所などが限られてまいりますし、対象施設が極めて少ないということから、経費の縮減というのはそう大きなものにはならないであろうと、そう大きく期待はできないのではないかと、そのように認識をしているところでございます。制度をスタートさせた効果でありますけれども、指定管理者の方々が利用者の増に向けた自主的な事業を実施してくださっております。また、管理運営技術や専門的な技能を十分発揮されている施設もございます。さらに、維持管理の徹底によって質の向上などにもつながっていると、今までのサービスと変わらない、それ以上の維持管理に指定管理者の方々は努めてくださっているなど、そんな感じを抱いているところであります。具体的なお話を申し上げますと、前年との比較で指定管理者において料理教室や講習会を開催している事例がございます。また、図書館など手づくり絵本教室、さらにはパークゴルフ場、公園などではパークゴルフ大会を自主開催すると、また乳酪館などバターづくりの体験実習などいろんな自主事業が展開をされています。利用頻度の少なかった部屋なども一般開放して、そしていろいろな創意工夫のもとに施設利用者をふやしたり、各種研修室の利用増進というものを図ってくださっているなど、そのように感じております。多くの施設は、まだ1年が経過していないということで、当初の1年目というのはその施設の特性や維持管理の方法、事業の運営手順、そういった把握、基礎的なことが中心になってきていると思います。1年を経過してある程度そういうところが把握できたならば、さらに2年目以降いろいろな効果が期待できるのではないかと、そんなふうに考えているところであります。また、課題といたしましては、施設、設備、備品等の損傷修繕など経年劣化によるものなどについては各指定管理料に修繕料を含めて積算をしていたところでありまして、多額の施設や備品の緊急修繕に対しては対応できない状況が多々ございました。平成19年度についても予備費の充用などで対応させていただいたことがございます。状況の変化に即時に対応できる財源の弾力性がないということが課題として挙げられておりましたので、20年度の予算につきましては各指定管理者施設の関係する科目に修繕料を計上するというようにいたしてございます。そういった中で即時に対応ができる体制を整えていきたいということでございます。制度を導入しまして、逐一適宜打ち合わせ、協議を行わせていただいております。問題点や改善するべきところの解消に努めているところであります。町と、そして指定管理者の皆さん方がお互いにそういう問題を検証し、課題解決に努めていかなければならな

いと、そのように考えております。町と指定管理者というのは、よりよい施設の運営や新しい公共ということを考えてときに、お互いがパートナーとしていかなければならないと、その中でよりよい制度、仕組み、取り組みが図られるように努力をしていきたいと、そのように考えておりますので、今後ともそういう方針をもちながら施設管理の運営に当たっていきたいと思っております。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 坂本議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時05分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は議事の都合によって延長します。

日程第20、坂本議員の一般質問を続けます。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 何かしら皆さんお疲れのご様子みたいな感じはするのですが、時間あてがわれておりますので、再度ご質問したいと思います。

まず、執行方針についていろいろ町長から答弁をいただきました。合併時点での調整項目を踏まえながら、今年度から始まる総合計画に基づいた実行ということなのですが、ただ何を重点政策に考えているかという聞き方したのは、やはりいろんなところでの財政的な要因ですとか、住民にとって合併そのものもいろんな融合は図られているとはいいいながら、本当の一体感というのはまだまだ時間がかかるのであろうと、そんなような時期だろうと思います。そういった中で予算をやりくりしながら、住民生活にとって総合計画にも目標、課題として掲げてありますようなはつらつとした生活を送れるまちづくりを目指すのだよというようなことが総合計画の項目にも入っております。そういった中でこれから大いに一番知恵を絞らなければならないのは、やはり町長のよく言われる触れ合いと語らいの協働のまちづくりというのが一番の基本的なものではなかろうかと思います。いろいろ具体的には、細かいと言ったらおかしいですけども、いろんな政策をやりながら、やはりこれからは住民とともにお互いに住みよいまちづくりを目指すのだよと、これは行政も住民も我々も同じような感覚にならなければならないと思っております。そのためにまちづくり基本条例の準備にも入っているでしょうし、地域担当職員という、そういう制度も設けられたのではないかと思います。そういったものを本当に知恵を絞りながら住民ときめ細かく接しながら理解をいただきながら協力をしてもらう、そういった作業をふれあいトークのようなものだけでいいのかどうか、もっと住民にわかりやすいようなアピールをしながら協力してもらうという方法を考えなければならないのではないかというふうに思うわけですが、そして、上下水道、簡水ですとか道路整備、こういったハードの部分については、これは直接行政が担当してやらなければなりません、ほかの福祉の部分です

とか、教育の部分ですとか、そういったものについてはなおさら住民の協力が必要な部分ではなかろうかと思うのです。そういったものを一層早く推進するための考えなり方法、これをもうちょっと強くアピールしてほしいなというふうに思っているのですが、町長はどのようにお考えになるのか、答弁をいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 ふれあいトークだけでいいのかと言われれば、それが十分でないことを一番よく知っているのは私自身だというふうに思っております。ハード事業は、確かに町がしなければなりませんし、ソフト事業などの取り組みというのは町だけでできるものではないと、議会の皆さんや住民の皆さんにいろいろな形でアドバイスをいただいたり、支援をいただいたりしなければならぬものだと、そんなふうに考えております。ただ、具体的に一生懸命努力はしておりますが、なかなかそういったところというのは十分皆さんに伝えるところまでいっていないのだなと改めて思ったところがあります。今回当然新しいソフト事業なども取り組むこととしておりますし、また従来ものをさらに拡充して取り組もうというようなソフト事業などもございます。言うはやすし行うはかたし、そのことをしっかりと皆さんに伝えていくのは、もっと難しいのだなと改めて思ったところがあります。いろいろな事業はございますけれども、それをいかに伝えていくか、正直言ってまだ具体的にこうですというような手段は持ち得ておりませんけれども、今後もそのことを常に頭に置きながら取り組んでまいりたいと。住民の皆さん、町民の皆さんにそういう町の思いといいましようか、先ほど言った総合計画に掲げる町の方向性というものを伝える努力を今後もしてまいりたいというふうに思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 その上で、町長一人で、体1つしかないわけですから、大変いろいろご苦労が多いと思います。あわせて、職員の皆さんが今回の計画についても担当課ごとにいろいろつくっている部分がありますが、内容的にはすべて住民の生活に密着したいろんな計画書であります。ですから、私自身考え過ぎなのかどうかわかりませんが、職員同士の縦割り意識の中でいろんな部分でブレーキになっている部分があるのではないかと、そんなことも感じております。ですから、町長が強力なリーダーシップを発揮しながら、全職員でそういう方向に向かうのだよということを徹底して、お互い共通の認識を持ちながら一つの方角に向かって安心して暮らせるまちづくりを目指すのだということで進んでみてはいかがかなと、そのように思うのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 自分で自分のことを評価するというのは、大変難しいことですし、私自身が

そういうような評価ができる人間かというのがありますけれども、従来から比してそういう横の連携をとるようなことと進めてきたつもりでありました。例えば地域交通システムの関係について新年度で予算を計上しておりますけれども、これについては企画課が主体的に担当しておりました。しかし、そこには生涯学習課も当然入って、さらには福祉課も入って、そして協議をしてきた中での内容のものでございます。また、住みかえ促進事業につきましても、企画課担当でありますけれども、福祉課や建設課、そういったところと情報を共有しながら積み上げてまいりましたし、観光の看板の設置、これは表向きといいましょうか、表面的にはそういう言葉になっておりますけれども、地域の通常の道路交通案内というところも含めて整備していこうではないかということで商工観光課と住民課と建設課も含めて話をさせていただきました。そういうようなこと、いろいろな協議をするときにどこか1課だけと協議をするということではなしに、関係するところすべて集まって一堂に会して協議をするというやり方をやっているつもりでありますけれども、まだまだご指摘の点いただくということは十分でないということなのだろうと思いますので、職員にも伝えてまいりたいと思いますし、今この本会議でのご質問の内容というものはそのほかのここに出席をしていない職員も見ている部分があるだろうと思います。議員の言われる趣旨等について、また伝えていきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 今いろんな課、共通した、課をまたいだ中でのいろんな計画をつくったというような話を聞きました。つくるだけが目的ではない、それを実行に移すのがこれからの仕事だと思いますので、お互いきちっとした認識のもとにこれの行政運営をしていただきたい、そのように思います。

次の議題に移りたいと思います。エコツーリズム推進法についての答弁をいただいたところであります。12月に同僚議員からグリーンツーリズムの一般質問がされました。その中で、いろんな形でそれに似たような形のものができつつあるというような話も答弁の中でいただいたように思いますし、また移住、定住に関してもそういったサポートをする準備を整えるし、また必要によっては、場合によっては予算も計上するというようなことで答弁をいただいたように思います。これを何とか、環境省と農水省の役所の違いというのがあるのですけれども、これを大空町として何かそういったものを含めた中で、エコもグリーンも中身はちょっと違いますけれども、かなりの共通部分があるのではなかろうか、そのように思います。それで、エコツーリズム推進協議会をつくる、つくらない、これはまた別にして、いろいろ今の行政忙しいですから、そういったものをつくってやる、やればやったほうがいいと思うのですが、グリーンツーリズムの変形のような形、何か工夫はできないものかというふうにこの原稿を書きながら考えていたところなのです。ですから、いろいろ規制なんかもあるというようなことがありましたけれども、具体的にどのような規制になるのか、私も不勉強でそこまではまだわかっていないのですけれども、やはり移住ですとか流入人口をふやす、目的としてはグリーンツーリズムと似たようなところがあるのではない

かというふう考えたものですから、今回このような話、また4月1日からの施行ということで新聞記事として読んだものですから、お伺いしたわけです。いろいろことし環境サミットといわれるものが北海道で行われまして、いろんな形の中で北海道内でも国内においても環境に関する関心というのはいやが応にも高められるのではなかろうか、そんなように思うのですが、そういった中で大空町として独自に工夫できるものがあれば何とか工夫をして、環境省の指針が出るのを待つのも結構なのですけれども、大空町として考えられることを真剣に考えてみながら、なおかつエコに対する住民の関心、そういったものにもつながっていけばいいのかなというふうに思うのですが、その辺についていかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど私が規制と申ししたのは、このエコツーリズムの推進法の中で市町村協議会をつくって、そしてその中で全体構想を策定した場合については国がそれを認定をして、その地域の中のいろいろな開発行為ですとか、そういうようなことを規制をするような形をつくって支援するというのが今の法律の中からは読み取れるということなのです。それで、私は先ほど、うちの町でいけば国定公園や国立公園は既に別な指定で規制がかかっていますので、今この全体構想に基づく規制をかけようとするならば、例えば農村景観などについて、あそこのり面は平らにしないとか、木を切らないとか、そういうようなことでの規制ができるというようなことなのかなというふうに判断していると。ただ、先ほど私が言いましたのは、議員のおっしゃるところと同じでありまして、グリーンツーリズムですとかエコツーリズム、マリンツーリズム、そういうような言い方いろいろありますけれども、やはり似ている部分が非常に多いのではないかなと、さらにそこが発展をして移住ですとか定住につながるというすそ野の広い分野ではないかなと。今私どもの地域で必要なものは、規制を云々ということではなくて、そういうことを体験できるような形にしていくために、来た交流人口の方々を地元で受け入れるその受け皿としての組織なり体制が必要なのではないかなと、そんなふうに思っています。そういうところでいけば、その受け皿となる組織や、これが推進協議会になるかどうかは別といたしまして、そういうようなものが地域の中に必要、そしてその中にアドバイザーといいいましょか、サポーターといいいましょか、そういう方々がいらっしゃって多くの方々を受け入れるというようなことをしていかなければならないのではないかと、そんなふうに思っています。どちらが先か、行政で音頭をとってつくっていくべきなのか、さらにそういう機運の醸成をある程度促しながらその機運に乗じてつくるべきなのかと、まだちょっと判断をしかねている部分がありますけれども、意識としてはそういうところで組織なり人の受け入れ態勢が必要だということを私も思っておりますので、そういうことについて今後いろいろな機会で努力をしていきたいと。先ほど国の示される内容と言いましたのは、国の示される具体的な指針の中で今回の推進協議会の役割がもう少しはっきりと出て、具体的な本当の意味での支援措置みたいなものが付随してついてくるのであれば、その法律に基づいた組織であったほうがいいのかなと。ただ、先ほど言った規制

の分野だけであれば、何もその法律に基づく組織でなくても地域としての受け皿であればいいのではないかなと、そういう考え方を持っているというふうに解釈をしていただければありがたいなと思います。そういうことで12月いただいた質問とあわせて、やはり地域の中の体制、組織づくりについて努力をさせていただきたいというふうに思いますので、今後ともその分野でまたご指導なりアドバイスをいただきたいと思います、そのように思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 これからいろいろ工夫されるところがたくさんありそうです。それもあわせて住民との協働という一つのことにもなろうかと思しますので、今後ともぜひ精力的に取り組んでいていただきたい、そのように思います。

それから、地球温暖化対策の実行計画についてであります。これ答弁の中で、やはり住民にも事業所にもいろいろ協力をこれからお願いしていくというような話も最後の言葉の中にありました。それで、これにつきまして最近太陽光発電なんかいろいろ取り上げられております。網走では1キロワット当たり6万円の助成、それから北見では1キロワット当たり4万円の助成、美幌はことしの計画にたしか上がっていたように思いますけれども、まだ定かでないのですけれども、10万円ぐらいでなかったかなというふうに記憶しているのですが、そういった意味で町内でも2けたの数字以上に設置されている住宅があるそうでございます。それで、今1キロワット当たりの発電をするための経費、大体60万円から65万円ぐらいというようなことで、3キロワットですと200万円前後の工事費になるそうです。そういった中で網走、北見、知っている限りでは美幌、3市町しか知らないのですが、やっぱりまちぐるみで温暖化対策に取り組む姿勢というのがうかがえるのでなかろうかなと思います。そういった部分についてお伺いしたいと思いますし、また暖房、ことしの冬は非常に灯油が値上がりしてしまっていて、いろいろ福祉灯油などの手当でもなされた経過ありますけれども、木質のペレットストーブなんかも力を入れている自治体もあるようでございます。これは、行政が仕掛けながら普及をする、自主的に取り組んでくれば一番いいのですが、中には営業しながらの話ですと、やはり話聞くけれども、なかなか話しするまでには時間がかかる、少し行政の後押しでもあればもうちょっと普及するのではなかろうかというような、私セールスの先走りやっているわけではないのですが、ただ実際自治体として取り組んでいる例もありますし、そういったものに対する助成ですとか、そういったものについての考え方についてはいかがかお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 町民の方に単にこういうことが有効ですとPRするというだけではなくて、行動指針というような形で皆様にご協力をお願いをしたいという考え方でございます。ただ、役場の場合使用燃料ですとか電気料ですとか把握することは可能なので

すけれども、お一人お一人町民の方というとな数値目標というところまではなかなか設定できないのかなと今時点思っております。さらに、その行動指針にあわせてどういったことが地球温暖化を防止していくために効果があるか、さらにそういうことに対して町としてどのように支援ができるかということも行動指針とあわせて考えを示して皆さんのご協力をいただかなければならないのではないかなと、そのように思っております。今議員からは、太陽光発電や木質ペレットの利用というようなお話をいただきましたけれども、そのほかにも風力ですとか、有機質のバイオマスでの温熱の利用ですとか、いろいろな可能性のものがああります。そういったものを一つ一つ効果のほどを説明するのとあわせて、町としてどの部分を推奨し、そして支援をしていくかというのがその行動計画にあわせて考えていきたいなというふうに思っております。決して後ろ向きな考え方のつもりではなくて、今具体的にどの部分というところの特例までは至っておりませんが、これはこの地域の抱えるといいましょうか、地球全体が抱える大きな課題でありますので、多くの皆さんに取り組んでいただけるような、そういう支援も行政としてやっていきたいと、そのように考えておりますので、今後いろいろアドバイスをいただいた中でその行動指針の中に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 今とりあえず庁舎内だけでの削減に取り組むというような話ですけれども、ここの庁舎については温泉熱を利用している庁舎でありますから、化石燃料で暖房をとっている施設ではないと思います。そんな中で電気ですとかほかの部分だけでいろんな面での削減、計画としてあるものは結構なのでしょうけれども、ただほかの施設から見ると、温泉熱を利用しない施設から見るとかなり厳しい数字なのかなと、そんなようなことも思われます。いち早くいろんな形、どんな指針になるかこれからの検討課題だと思いますが、やはりそういったものを取り入れながら住民を巻き込んでいろんなところで協力してもらい、そういった姿勢も行政として必要な姿勢ではないのかなと、そんなふうに考えるところでございます。いろいろ答弁の中にありましたほかの方法もあるでしょうけれども、今一番行政が住民に対する助成の形としては今申し上げた2つがやはり多いようです。いろんな設備に対するお金ですとか、その後の効率ですとか、そういったことも十分これから検討されてぜひとも取り組んでいていただきたいと思ひますし、太陽光発電なんかでしたらやはり北電から買う電気料もかなり安くなるような、実際つけている人の話、北電に支払う電気料がかなり安くなったというような話も聞いておりますし、その効果としては十分見込めるのではないかなと思います。今までのいろんな暖房、電気料あわせていろいろ比較していただければ、庁内全体の数字までは正確には把握できないのかもしれないのですが、個々の料金等の比較なんかも調査をしていけばおのずと効果としての数字も出てくるのではないかなと思います。そういった努力もぜひしてほしいものだと思います。あわせて、もう少し前向きな検討を期待したいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 事業所といいたしましょうか、地方公共団体の数値目標というのは庁舎に限ったものではなくて、町がかかわる学校施設、例えばごみの焼却施設、さらには庁用車の燃料、各種文教施設、そのほか福祉施設、すべてのものについて町として6%の削減目標を持とうというものであります。また、私は決して太陽光発電や木質ペレットについて否定しているわけではなくて、それだけで本当にいいのか、そのほかの分野でもっともっといろいろな効果のあるものもあるのではないかと、そういうものを一堂に全部並べて、そしてどこの分野でどういう支援をすればいいのかというようなことを考えていきたいということで、どうも意図とするところが伝わらなくて申しわけないのですが、私とすれば十分前向きに考えているつもりでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、町民の方々に数値目標までということになれば、具体的に今まで使っていた燃料の量、さらには電気料金、量というのでしょうか、そういうものまでつまびらかにしていただかなければ把握ができないということになりますので、今時点そのところまで皆さんにお願いができるかどうかと。ただ、一つ一つ今言ったように自然エネルギーに近いものにいろいろなものをかえていっていただくことということは、間違いなく効果のあることだと思っておりますけれども、それを住民の方で数値目標の中に組み入れるということについては慎重に扱わなければならないと、そのように考えているということでございますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 ありがとうございます。

次に、指定管理者についてであります。1年が経過しようとしております。長いものでしたら1年半ということになりますが、いろいろ効果として上がったものも町長の答弁の中で伺いいたしました。しかしながら、これ新しい動き、これは確かに出てきておりますし、大きな効果であろうと、そのように思います。しかしながら、一部経費的に、先ほども突発的な予算のかかる部分で予備費で対応して、これからはもう少し弾力を持った予算対応ができるようにするという話なのですが、ただ3月末決算ということになろうかと思います。個々の年度ごとの決算書提出しながら事業内容、それから決算の内容を行政のほうで点検するような形になろうかと思うのですけれども、ただ20年度についてはもうここ1週間の間にその予算というのが通ってしまいます。受けた側、指定管理者になった側の決算は3月末、そうすると20年度これから数値的な結論を見た後で即対応していきたいということにはちょっと間に合わないのです。ですから、その意味での年度途中に対応できる弾力を持ったというような予算を組んだというような答弁なのかかわかりませんが、ただやはり事業所なり受け手、指定管理者になった側の都合といいますか、事情がなかなか時間的なずれがあって正確な把握ができないのではないかなと、そんな状況にあるのではないかなという

ふうに見受けられます。それと、もう一点は、初めての取り組みですから、まだお互いになれていないところもありますし、そういった中で多少課題点もあるというような話も出ておりましたけれども、その辺の見直す時点での工夫というのはこれから3年なり5年なりという期間の協定でありますから、その時期をどんなふう工夫されていくかということについてお伺いしておきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 さきの2月の19日の臨時会におきましても、指定管理者の管理料の変更に伴う補正についてこの議会にお諮りをして、お認めをいただきました。これは、石油等関係する燃料等が非常に高騰していると、本来であれば役場の中の議論の一つとしては、1年間を経過した後2年目以降の金額に上乘せをするということもどうなのだという議論はありました。しかしながら、それでは1年間の指定管理者を受けていらっしゃる方々の決算の上でどうなのだろうかと、そういう心配もあり、年度途中でもって補正をさせていただいたと、そんなことを対処させていただきました。また、先ほど言いました当初予算からある程度の額の修繕等、具体的なものではありませんけれども、突発として出てくる可能性があるのではないかというようなことで予算の中に既に見込ませていただいて、20年度の予算として提案をさせていただいているものもあります。さらに、私が担当する窓口となる課や、それから実際に施設を預かる課の職員に対してさきの議会の前にも私の考えとして伝えましたのは、1年間の実績があつて初めて次の見直しということではなくて、片やスタートをしながら机上で計算をしたそういう積算の内容が十分現場で動いているのかということや年度途中であっても十分確認をするようにと、毎月の報告の中で指定管理者の方々と意思疎通をしながら、場合によっては年度途中に皆さんにお願いをするような、そういう場面があつてもそれはいたし方のないことかもしれないと、いずれにしてもそういう実態を早目に把握してどのような対処をするかということを旨に対応してほしいというようなことで職員に伝えてございます。そういう意識を持って今後の指定管理者との関係の中の経費調整だとか、そういうようなことについて当たらせていただきたいと、そのように思っております。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろ工夫しながら、始まったばかりですから、いろんな問題点出てくることはある程度予想できたかと思ひますし、不備なところもたくさん出てくるのではなかろうか、予想をするところであります。迅速な対応をぜひともお願いしておきたいと思ひます。いずれにしても、今回いろいろ町長に対してお伺ひしたことについては、やはりいろんな場面で住民とのかかわりをどのように深めていくかというのが共通した部分であると思ひます。そういったところで、片や行政、片や住民生活というような部分だけ、従来の行政対住民ということを少しでも早く認識を変えていただいで、一緒によく言われる触れ合い、語らい、協働のまちづくり、これを大いに実践を

していただきたい、努力をしていただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 改めてご指摘をいただき、ありがとうございます。私は、もともと役場の職員でありましたけれども、住民の方と相對するという考え方は持たないようにしようと、そういうふうに言い聞かせてきたつもりであります。同じ側に立って同じ方向を向きながら、そして物事を判断できるようにと、常々そう思いながらやってまいりました。今後もそういう気持ちを忘れないように努力をしていきたいと思います。また、そういうところでご指摘をいただくことがまたあるのではないかと思いますので、そういう中でまたご指導をいただければと、そのように思います。どうもありがとうございました。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。
これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣言

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。
ご苦労さまでした。

散会 午後 4時42分

平成 2 0 年第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成20年 3 月11日
- ・ 開 会 平成20年 3 月11日
- ・ 閉 会 平成20年 3 月18日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
副町長	長	福祉課長
副町長	長	農政課長
総合支所長	長	商工観光課長
会計管理	者	建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所長
財政課	参事	東藻琴事務
住民課	長	産業振興課長
		建設水道課長
		総務係長
教育	長	生涯学習課長
女満別教育センター所長		監査委員事務局長
女満別地区農業委員会		東藻琴地区農業委員会
事務局長		東藻琴事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成20年第1回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、14番、田中勝吉議員及び15番、檜原達也議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は17名であります。

10番、平田議員から都合により遅参する旨の届け出があります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

本日の議事日程は、配付してあります議事日程表のとおりであります。

以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

◇議 長 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に一般質問を許します。

13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 平成20年第1回の定例議会に当たり、通告書に基づき一般質問をいたします。

私は、平成18年12月議会で法定合併協議会で決められた調整方針の進捗状況を質問している経過がございます。その中で調整項目は総体で686、うち重点項目は66項目、その中で事務的に手をつけていない事項の件数を質問し、その時点では3年以内が20件ほどまだ未着手であったと、それから5年以内については2件であると、その他期限のないものについては6件であるというような、計28件の報告をいただいております。それから1年が経過しておりますが、現時点で事務的に手をつけていない各時期区分ごとの件数は何件あるのか、それからまたその項目名を伺いたいということでございます。

2点目につきましては、地域の観光振興でございます。私は、19年9月議会で芝桜公園の今後の運営方針、それから施設等の整備についてお伺いをしております。一日も早く取り組んでいただきたいというような要望をしてきたわけでございますけれども、平成20年度より着手予算も計上され、肩の荷が半分ほどおりたかなと私自身は思っておりますし、東藻琴地区の住民も期待をしているのではないかなというような、そんな思いでいっぱいでございます。そこで、藻琴山温泉芝桜公園の今後の施設整備について3点ほどお伺いいたします。

1点目は、平成20年度の投資的整備事業の内容と総事業費は幾らくらいか。また、その工事の着工予定時期はいつごろを想定しているのか。

2点目は、平成21年度以降の整備事業計画はどのように考えておられるのか。

それから、3点目は、平成18年6月に温泉ボーリングをした設備の保守状況と活用時に支障のない年限はどの程度と考えているのかということの3点をお伺いして、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 豊島議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、合併調整項目の進捗状況でございます。前回お尋ねをいただきましたときには28件が未着手という状況でございました。その後の状況について申し上げたいと思います。その28件のうち、既に着手をして調整済みとなったものが1件、現在調整中のものが25件、未着手のものが2件でございます。この未着手の2件につきましては、3年以内としている事務未着手が1件、これは国土利用計画、市町村土地利用基本計画の見直しでございます。これらについては、個別案件が先に出てまいりましたので、こちら全体的な見直し計画がまだ未着手ということで残っているものでございます。もう一件は、時期を明確にしていなかったもの1件ということで、内容については小規模自治会の再編という項目でございます。これらについては、地域の方々との意思疎通を十分に図った中でなければ進められないというような状況もあり、今のところ未着手になっておりましたけれども、今後いろんな議論をさせていただきたいと、そのように考えているところでございます。ちなみに、総体の件数686件ございましたけれども、全体を見ますと既に調整済みのものが641件、調整中のものが43件、未着手のものが2件ということでございます。調整中のものにつきましては、使用料、手数料等の見直しに係るものが多くあります。また、各種団体の統合というようなものもございます。使用料、手数料につきましては、平成20年度関係課いろいろな視点から見直しを図ろうということで鋭意努力をしていきたいと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、観光振興の関係で藻琴山温泉芝桜公園の整備についてお尋ねをいただきました。平成20年度の事業内容と総事業費ということで、まず1点ご質問がございました。昨年解体撤去をいたしました宿泊施設跡地へのシバザクラの植栽というものを行いたいと、さらには上の展望台や休憩所に上がっていくための遊歩道の整備を行うと、さらに崩れかけております斜面、シバザクラが脱落している部分があります

ので、そういったものの整備、さらには老朽化しております展望台の整備、それから公園内の園路の改修、電柱の移設、売店施設の整備、さらにはそれに付随するオープンテラスの整備、それから入場する場所のゲートの整備、それから駐車場用地の購入というようなことを考えて、全体事業費として9,860万円を20年度予算として計上させていただいたところでございます。時期でございますけれども、整備期間が短くて済むようなものにつきましては年度始まりましてからすぐにでも取り組みたいというふうに思っております。ただ、5月の始めから6月中ぐらいまではこの芝桜公園のオープンの時期ということもありまして、その中で工事を行うということは非常にお客様にも不便をかけることにもなりますので、そういった工期が長くなるような等につきましてはその後の整備になろうかと、そのように押さえているところでございます。

また、21年度以降の整備計画でありますけれども、18年の6月に温泉ボーリングをしてございます。温泉の活用した施設の整備というところに21年度以降は重点を置いて進めていかなければならないと、そのように考えてございます。温浴施設、宿泊施設の整備について協議が調い次第、精力的に進めてまいりたいと、そのように考えておるところでございます。

また、3点目、温泉ボーリングをした設備の保守状況と活用時期に支障がないかということで過去にもお尋ねをいただいた経過がございます。現状を申し上げますと、掘った温泉については現在管自体を密閉しておりまして、特段の管理をしているというような状況にはなってございません。自然に流出しているということではなくて、ポンプで上げなければならないということになっておりますので、現在は密閉をしているという状況でございます。専門業者の方に再度その状況について確認をいたしました。利用しない状態でも例えばおおむね3年ごとに揚湯、洗浄工事を行えばある程度の年数が経過しても利用するということができるのではないかと、過去にそういう温泉などの事例があるということのアドバイスを受けております。しかしながら、先ほど21年度以降の整備計画がありましたけれども、早い時期に整備をするということが最もこういったことを懸念する材料を打ち消すための効果ではないかなと、そのように思いますので、早い時期に整備が進められるように努力をしてみたいと思います。また、それがかなわないような場合については、3年をめどに揚湯、洗浄工事などを行いながら対応していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議長 13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 今2点につき答弁をいただきました。1点目の法定合併協議会で決められた調整方針の進捗状況についても、るる詳しく説明をいただきました。町長も説明の中でお話があったように、調整項目についてまだ今検討中、要するに進捗中ということも当然内容によってあるというのもこちらでも理解しておりますし、そういう中である必要に応じて早急に取り組んでいただきたいということでございます。2点ほどまだ

未着手のものがあるということですが、内容的に見てこれもやむを得ない内容だなど私も理解しておりますし、的確な時期にそれぞれ進めていただければよろしいかなと思っております。それで、私はその質問の内容でもう十分理解しているわけですが、今検討中、要するに進捗状況中のものについては早急に取り組んでいただきたいということで先ほども申し上げましたけれども、やっと大空町の町の総合計画も策定され、それによって新しい大空町のまちづくりが粛々と推進されていくのだらうと思っております。そういう中であってなぜ私がこの法定合併協議会の調整項目を質問しているかというと、要するにそういう目標なり方向性の町総合計画を邁進するためには、やはりベースとなる基礎の旧両町村のいろいろな取り組みの違いや差異を調整するというのがこの調整方針だと思います。それで、そういうものを基礎ベースをちゃんとしてそういうものの中でまちづくりをしていくのが当然のことではないかというふうに思っております。そういうようなことで、当然総合計画によって見方によってはまちづくりのスタートが粛々と切られていくのだらうと思っております。それと、もう一方、先ほども申し上げましたように、この法定協議会で示された調整方針項目を粛々と整理していきながら、それによって相まって新しいまちづくりが推進されるというふうに私は認識しております。そういう中で、そのような考えでよろしいのか、町長の認識をお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私も全く同じ考え方を持っております。確かに新しい町の総合計画ということで、これは大空町になってから今回提案をさせていただき、ご議論をいただいた結果としてありますけれども、そのベースとなるものは新町の建設計画であり、合併調整項目の686項目だろうと、そのように考えております。また、これは合併する前の旧東藻琴村、旧女満別町において町民の皆さんに自治体としてお約束をした項目でありますので、まずこれをしっかりとまとめ上げる、さらにそこと並行しながら新しい町としての考え方をそこにまた植えつけていくという中で今度は新しい大空町の進むべき方向性というものをまた示していきたい、そのように考えてございます。先ほど言いましたまだ未着手のもの、調整中のものありますけれども、これらをしっかりとまとめながらまた次の段階へと引き継いでいきたい、そのように考えておりますので、アドバイスをいただければありがたいと、そのように思うところであります。

◇議 長 13番、豊島義秋議員。

◇豊島議員 1点目の項目については、質問を終わります。

2点目の地域の観光振興についてでございますけれども、町長から説明をいただきました。工事が着工されるということで、先ほども前段で申し上げましたように、町民は要するに胸をなでおろしているのではないかなというふうな、そんな推察をするわけですが、メインであります施設整備ということが議会も含めて町民のいろいろな考え方や何かも含めながらこれから整理されていくのだらうと思っております。

ます。そういう中で3点目に書いておりますボーリングしたものが年数をたっていくと大丈夫なのか、そういうのが耳に入ってくるものですから、それで質問をしている経過がございます。私も19年の12月の東藻琴の地域審議会の記録等は一読しております。ですから、支障のないように事業を進めたいという思いや年数的には3年程度云々ということも承知しておりますけれども、町民の一部の人は確かに図書館やもろもろの公開されております地域審議会の記録を見ているけれども、ほとんどの人はそういう内容はわからないわけです。それで、私はあえて今回質問してそういうものを町民にわかっていただくというか、報告も含めてという、そういう思いで質問しております。ですから、町民の不満はもう単純明快で、こんなこと大丈夫なのかということの内容がつぶさにわからなければ、あそこに備えてある、ここに備えてあるといってもなかなかそれは特定の人は見えていますけれども、大多数の人が見ない。ですから、私は町広報なり議会広報なりでそういうものを知らしめれば一番いいのかなと、ダイレクトに個々に行くわけですから。それを見るか見ないかは、町民の考え方ですから、これは何とも、強制もできませんし、ですけれども個々に届くということが大事なことで、そういうような思いで芝桜公園の整備の内容についてもほとんど私個人としては議会の協議会やもろもろのことで大体は把握しているわけですが、そういうものを個々にダイレクトに届けたい、そういう思いで質問しております。ですから、21年度以降の事業につきましても早急に議会やもともと、それから地域の住民の意見をもろもろ聞きながら早急に取りまとめて、余り年数は後ろにはないのだろと思っています、基本的に。延ばすことは得策でないと、私は個人的には思っています。そうはいっても、いろんな意見があつてまとまらなければ前へ進まないということもありますけれども、やはり地域住民はどのような形でなっていこうとも、そういう施設的なものが整備されてやっとなあそこの公園が整備されるのだなということだと思います。そんな思いで質問しております。ですから、21年度以降の事業計画については肅々と協議をなさって進めていただきたい、そんな思いでございます。

そんなことで、特にほかに質問をしようというようなことはございませんけれども、予算の内容を見ますと、懸案でありました駐車場の用買の関係も整理がつくようなことになるということについては、その努力に対して敬意を表したい、そういう思いでいっぱいでございます。どちらにしても、要するに21年度以降の事業を肅々と早目に整備していただきたい、そういうお願いでございます。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 今回の事業計画、20年度に行おうという内容につきましては、審議会の中でもお尋ねをいただいて、基本的な考え方を説明させていただきました。その部分が記録として残って、町民の目に触れるようなところということで何カ所か置いてありますけれども、それは本当に間口の狭い話であります。地域懇談会18カ所でさせていただきました。その中で、特に東藻琴地域での懇談会の折には、総合計画で芝桜公園の整備を行うと、20年度、21年度を中心に進めたいと。20年度については、

現在こんなことを考えておりますということで口頭でもお話を申し上げてまいりました。広報でさらに今年度の取り組みの内容等ご紹介をすることとあわせて、いろいろな機会、私がおしゃべりをさせていただく機会があろうかと思しますので、そういう折にも地域の皆さんに今の状況、さらに来年度以降の考え方というものを伝えていけるように努力をしていきたいと思っております。今も申しましたように、21年度の事業計画、これについては総合計画の中で20年、21年と、若干22年度残る部分があったかなと思うのですが、そのような段階である程度時期を置かずに一気呵成に、単年度では無理なのですが、進めたいという意向で予定をつくっております。いろいろな方々にご理解をいただきながら進めなければならない項目ではありますけれども、鋭意努力をさせていただきながら計画どおりに進められるように努力をしてまいりたいと思っております。

また、この芝桜公園の整備につきましては、過去にいろいろな項目の中で懸案事項として長年課題の解決のところまで至らなかった項目もあろうかと思っております。今回すべてではありませんけれども、そのうちの1つについて何とかこの20年度でもって解決をするという強い意志を持ちながら予算を編成させていただいたところでありますので、これだけではありませんけれども、さらにほかの項目も含めて最大限の努力を払ってまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導いただきたいと、そのように思うところであります。

◇豊島議員 質問を終わります。

◇議長 これにて豊島義秋議員の一般質問を終了します。

次に、15番、榎原達也議員の一般質問を許します。

◇榎原議員 今まさに三寒四温ですが、先日久しぶりで冬道を稲富経由で東藻琴へ行き、ことぶき大学の卒業式に参加してまいりました。途中乾いた道路が続いて下り坂になったときに突然雪道になり、あらら、ここはどうなっているのかなと、ここから網走地域で指定管理者制度で民間が管理している道路かなと思いながら、それに比べれば大空町の事業所の除排雪は大したものだなと思いながら運転していたら、予定地に到着、意外とちょうどいい距離かなと思うきょうこのごろであります。

まず第1番目に、職員の定住について。町政執行方針にもあるように、企画課では移住定住促進事業として課の総力を挙げて一生懸命やっているようですが、庁舎に勤めている職員の方々はどういうふうになっているか一度尋ねてみたいと思いましたが、お伺いいたします。

次に、執行方針について。道新、それから読売だとか美幌新聞などにことしの予算案について特徴などがそれぞれいろいろと報道されております。19年度と20年度どういうふうになっているのかお伺いいたします。

次、温暖化対策の切り札として太陽光発電等について。このことについては、昨日も同僚議員が一般質問したのですが、二重になるとは思いますけれども、国会でも何回も何十回も同じ質問しているので、2回ぐらいいいかなと思って質問していま

す。ことしは、洞爺湖サミットが開催され、最大のテーマは温暖化対策と言われております。新聞、テレビ等で温暖化対策としていろいろと報道されております。風力発電や太陽光などの再生可能エネルギーによる発電設備建設への投資は、急激に拡大しているそうです。06年の再生可能エネルギーによる発電量は、世界の総発電量の3.4%で、これは原子力発電のほぼ4分の1に達しているそうです。原子力開発が停滞する中、今後ますます伸びることが予想されております。再生可能エネルギーによる発電設備容量が最も大きい国は中国で、以下ドイツ、アメリカ、スペインの順で、日本は6位で、風力発電が伸び悩みで、技術力では日本は世界最高であります。太陽光発電でもドイツに大きく水をあけられているそうです。私たちが住んでいる大空町は、日照率が日本でも最も高い地域であると言われております。この無限の資源を利用して温暖化対策の切り札として、太陽光システムの導入に対して十分に地方公共団体として応援して、洞爺湖サミットでもはるみさんが頑張っているようにサミットを盛り上げてはどうかお伺いいたします。

次、空飛ぶ救命室ドクターヘリ等の誘致について。北見日赤病院で内科医師が3月末に一度に6名も退職すると報道されております。ますます網走地方は医師の過疎地域になっております。先日10万人当たりの医師数の報道もあり、旭川地域では10万人当たり306.3人、札幌では269.1人で、網走地方は151.7人だそうです。ドクターヘリを導入することによってどんなメリットがあるかということ、患者のいる現場に医師、看護師が出動し、治療を始められることが最大の特徴で、救急車の長時間搬送で病院に行く前に亡くなってしまう患者を避けることができるということです。道管理空港もある当地方にドクターヘリを誘致して安心して暮らすことができる地域にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、第1回目の質問といたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 樫原議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

町職員等の町内在住の率といいたいまいしょうか、町外から通われている方の人数ということでもあります。消防職員も含めると、現在大空町の町職員は206名となっております。そのうち町外在住者は7名、割合として3.4%という状況になってございます。合併以前から旧東藻琴村、女満別町も同じでありましたけれども、町内在住ということを中心に条件といいたいまいしょうか、お願いをして住んでいただいております。ただ、婚姻後配偶者の所在地へ転出をされた方、また家族の介護ですとか子供の養育上やむなく扶養親族の住所地などへ移らなければならないというような実態がありまして、現在7名の方が町外からこの職場に通われているというような状況でございます。また、臨時職員や嘱託職員などの方もいらっしゃいます。こちらは、56名いらっしゃるわけではありますが、8名が町外からの通勤者となっております。いずれも臨時保健師や臨時教諭という専門的な職種でございまして、人材確保の面から町内在住を義務づけるということはなかなか難しいということで考えてございます。ただ、いろんな方々には通勤上の安全の面ですとか、さらには町の活性化に資

することもまた別の意味での必要なことだということをお願いを随時しているところでございます。以上のようなところが実態ということでございます。

続きまして、町政執行方針の関係でありますけれども、昨日もお答えをさせていただきましたが、19年度までにつきましてはまだ旧来の町村時代に合併をもとにつくりました新町建設計画ということで、従来のおおののまちが持っていた総合計画をベースにしたものでございました。しかし、平成20年度の予算からは新しい町大空町としての総合計画の提案をさせていただいておりますので、それにあわせて、さらにそれに付随する財政計画ですとか行政改革の推進計画というものを考えながら、新しい町大空町としての町の方向性を示すということを町民の皆さんにわかっていただけるような、そんな予算組みにしたいということで着手をしてきたところであります。そのことでハード事業、さらにはソフト事業、新規の事業として取り組んだものが今年度提案させていただいている予算には数多く入っておろうかというふうに思います。昨年度までについても新しいものもありましたが、それは内部的なものであったり、整理のものであったりということで町民生活に直接かかわるということは少なかったのではないのかなというふうに思いますけれども、町民の皆さんの要望ですとか、そういうものを取り入れながら編成をしてまいったというふうに自分なりに感じているところであります。

続きまして、太陽光発電の関係でありますけれども、昨日は地球温暖化の実行計画という視点からお尋ねをいただきました。本日は、太陽光発電に対する助成制度と、もう少し具体的なお話をいただきましたので、太陽光発電の仕組みについても私どもで把握しているものについてお答えを申し上げたいと思います。当然言われましたように石油にかわる、化石燃料にかわる有効な代替エネルギーで、地球の温暖化の防止、抑止に効果があると、そのように判断をしております。具体的に言いますと、石油や石炭などと違い枯渇しない永続的な利用が可能であるという特徴があります。また、温室効果をもたらす気体の排出量を抑える効果もある、排ガスなどの有害物質の排出がない、災害時などのときの影響範囲を極力少なく抑えることができる、また電力ということでいけば送電コストが不用になる、また建築物に直接設置できるため専用の場所というものが不要、基本的にメンテナンスそのものというものは不要、燃料費の変動の影響を受けないというような利点、特徴が挙げられるかと思います。この太陽光発電の助成につきましては、国は平成6年から17年まで6万円の補助をしております。北海道は、平成14年から19年度まで1市町村に1キロワットにつき3万円、上限9万円の補助を行っております。また、管内近隣の市町村では、19年度の内容ですけれども、北見市が1キロワットにつき先ほど言った道の補助に1万円上乗せ、網走市が1キロワットにつき3万円の上乗せ、さらに美幌町が平成20年度から1キロワットにつき3万円の補助をする提案をされているというふうに聞いてございます。昨日も話をさせていただきましたけれども、地球温暖化対策の実行計画、これは地方公共団体としての計画であります。ただ、これだけでは地球温暖化防止に十分な効果が上がるということは言えないと思いますので、町民の皆さんのご協力をいただくための行動指針というものを今後早期につくってまいりたい。そのときにはこういったものが有効であるか、そのときに誘導方策としてどのような助成を

行うべきかというようなことをあわせて考えていかなければならないと。今回ご提案のありました太陽光発電等の助成についても、そのほかのものもいろいろご提案をいただいているものもありますので、含めて十分検討して町民の皆さんがそういう気持ちになっていただけるような、そういう支援策を今後取りまとめてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

続きまして、ドクターヘリの関係であります。北海道の救急医療体制の充実のためにということで2002年の8月から運航会社が設立をされ、運航が始まっております。2005年の4月からは、北海道の正式認定事業として道央圏にドクターヘリが導入、運航されているところでありますけれども、この基地局、基地病院というのが札幌手稲済仁会病院ということになってございます。こういった方を対象としているかでございますが、多発外傷、重症外傷、重症内因性疾患、中毒、偶発性低体温など、そういった症例を適用として医療機関への搬送が行われているということでもあります。北海道においては、20年からの北海道医療計画の素案が示されましたけれども、その中でドクターヘリの未整備の地域に対して導入の可能性について検討するという内容になってございます。現在導入されている道央圏以外、道東や道北、十勝、さらにはこのオホーツク、道南というような5つの3次医療圏の救急の搬送状況を調べてことしの秋にも導入する地域、さらにはその基地病院となる、そういうところを選定するというような新聞報道がなっております。議員が言われましたように、網走支庁管内の医師数というものは決して高くなく、医療過疎と言っているのではないかなと、そのように私も感じておりますし、最近では北見赤十字病院や道立紋別病院などの医師の退職というようなことで、この地域の医療の根底が揺るぐような大きな課題となっております。そういった中で、住民の方々が安心してお住みいただける地域となるためには、いろいろな医療における支援措置、体制を整えるということが必要になるのではないかと、私もそのように考えているところであります。ただ、ドクターヘリにつきましては、どこか1つの町村が誘致をするということではありませんし、またそのヘリの離発着を行うためには基地となる病院、さらには医療スタッフの充実というところが必要になってまいります。そういった意味でこの地域として声を上げながら、そしてその誘致活動を進めていく必要があるのではないかなと、そのように思うところであります。そういった中でこの圏域としてこの地域の医療を考える上では、医師の確保とあわせてそういう救急医療体制の整備ということについて働きかけを行ってまいりたいと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上を申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 職員の定住についてですけれども、採用時には定住ということに対して多分地元に住んでくれというふうに言っているのだろうけれども、その辺はどういうふうになっているか伺います。

◇議 長 町長。

◇町 長 採用の時点におきましては、町内に住んでいただけるようにというようなことで、職員でありましたら職員住宅の手配、またそこに合致しないものでありましたら民間住宅の紹介というようなことを含めて町内に住んでもらえるようなお話をして、ほとんどの職員についてはそういうようなことでご理解をいただいているというふうに思っております。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 やむを得ない事由のある場合は、その限りではありませんけれども、しっかりとやっていただきたいと思います。

次に、執行方針についてですけれども、このことについてですが、この後の同僚議員の深川さんもいろいろと書いているので、そちらのほうに任すとして、温暖化対策の切り札ということなのですから、このことに対しては太陽光発電については昨日も検討する余地が十分ありますよというふうに言っておりましたので、ぜひ検討し、民間のそういう導入するにつけて呼び水を差すということかな、そういうこともぜひやっていただきたいと思いますのですけれども、少ない予算というか、財政も大変厳しい中でありますけれども、ぜひやっていただきたいと思いますというふうに、検討していただきたいと思いますというふうに思っておりますので、どうでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 定住につきましては、職員についてはもちろん今後もできるだけ町内居住ということを進めていきたいと思っております。先ほど7名の職員が町外ということなのですから、当然採用された時点では町内にいた者たちでありますけれども、先ほど言ったもろもろの事情の中でやむなくというようなことでございます。決して3.4%、7人という数字なのですから、近隣の状況を調べても高いわけではなくて、どこの町村にも何がしかの理由で3%程度の職員が町外から通っていらっしゃるというような状況でございました。また、職員はもちろんでありますけれども、それ以外の方々についても町内に居住を促していくということが大きな課題であると。国勢調査などを見ても、町内の通勤の出入りの状況を見ますと、平成17年ではうちの町にお住まいで町外に出てお働きの方が638人に対して、逆に町外から私どもの町に來られてお働きの方が994人ということで300人以上の差がございます。こういった方々に町内で居住していただくためにということで、新しい政策なども考えてまいったところでもございますので、有効に活用できるように努力をしまいたいと思います。

続きまして、太陽光発電の関係については、具体的に町の活性化ですとか、具体的な町の資本整備というところではないかもしれませんが、地球温暖化を防止するということはこの地球に暮らす私たちにとって大きな使命の一つだと今言われております。そういったところを支援していくのも地方公共団体としての役割の一つだと

いうふうな認識も持っています。決して後ろ向きな発言ではなくて、太陽光発電に対する財政措置等々、さらにこれだけでいいのかどうかと、ほかにも前の、時期はちょっと忘れましたが、木質ペレットのストーブなどに対する助成も必要ではないかというようなご意見もいただいております。一体どういう仕組みにどういった形で皆さん方を支援していけるかということを十分に考えて対応していきたいと、そのように考えてございます。当然太陽光発電なども有力な発電システムの一つであろうと、そのように認識をしておりますので、町民の方にご協力いただくためにはどのような内容の計画に、指針にして、そしてどの部分を私どもが支えられるかということをお示しをして進めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 先ほどは美幌の助成の話が出ていたのですが、美幌では太陽システムに対しては50万円、それからペレットストーブに対しては400万円を助成するというので、網走管内では、昨日も言われたのですが、網走と北見が太陽光発電に対して補助金を出しているところ。ところが、太陽の丘があると言われている遠軽では出していないのです。だから、網走管内でもいろいろと温度差があるのですけれども、近くでは十勝管内でいうと陸別が二、三年前にその補助金を出したら、300万円予算計上したら、その年いっぱいになってしまっただけでやめてしまったと。それから、足寄は毎年4戸ずつ助成しているということらしいです。そういうことで、せっかく大空町も日照率の高い地域なので、率先してやっていただければ本当にPRにもなるし、いいのではないかなというふうに、安い予算で非常に効果があるのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、次に空飛ぶ救命室のドクターヘリ等の誘致についてであります。担当者に聞きたいのですが、ドクターヘリと防災ヘリの違いを説明してください。

◇議 長 町長。

◇町 長 太陽光発電と地球温暖化の対策につきましては、この網走管内においてもとしから網走支庁、開発局などが音頭をとって流氷トラスト運動というようなものを行うことになりまして、2月の第3日曜日を流氷の日と名づけて地球温暖化を抑止する、防止するためのいろんな取り組みをしていこうということがありました。昨日の行政報告でも申し上げましたが、網走管内の地域連携会議の中でもサミットですとか、今この流氷トラスト運動などを絡め合わせながら、この地域として温暖化対策に取り組んでいくことが必要だと、そういう中でいろいろな取り組みの事例が紹介をされました。まだ先ほど太陽光発電の助成等については議員がご説明いただいた、ご紹介をいただいた市町村にとどまっているかもしれませんが、今後いろいろな形で各市町村も取り組みを進めてくるだろうと、そのように考えております。私ど

ものの地域もそういう全体的な運動とあわせて地域の中でこういった形で温暖化のために貢献できるか、また町として住民の皆さんの応援をできるかということで積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご指導をいただきたいと思います。

ドクターヘリとの関係の内容については、一回担当者のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 消防防災ヘリとドクターヘリの違いを説明させていただきたいと思います。

ヘリの一番の特徴は、機動性がすぐれていることと言われております。時速200キロから250キロで飛行できることから、運航基地から30キロ圏内を9分、50キロ圏内を15分、70キロ圏域を21分で移動するというふうに言われてございます。しかし、ドクターヘリの運航につきましては、特に安全性が求められておりまして、有視界飛行が原則となっておりますので、日没や霧などにより約1.5キロ先の視界が確保できない場合や風速15から20メートル以上の強風などの気象条件では飛行できないことになってございます。ドクターヘリと消防ヘリの大きな違いは、防災ヘリも救急活動への使用が最近増加しているわけでございますけれども、機材が他の任務と兼用であること、それから病院に所属していないので、医師が乗っていないこと、病院に寄って医師をピックアップする場合には救命に時間を要するということが防災ヘリの特徴でございます。ドクターヘリにつきましては、約5分程度で救急専門医師や看護師が搭乗して出場できるため、防災ヘリとは大きく異なっているということでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 ドクターヘリは、病院のそばになければならないというようなことですが、それは運用の仕方です。いろいろこれから検討すればいいのであって、先日新聞に釧路にもドクターヘリが必要だということが報道され、講演会には250名の方が参加していると。釧路は、どこに設置するかよくわかりませんが、あそこにも空港があるけれども、まちの中から空港まで行くといったら結構、ここから北見に行くぐらい時間があるので、要するにまちの中にドクターヘリがなければならないということではないのです。というのは、どういうことかということ、住宅が密集している都市では送電線が多いとか、着陸できる敷地が少ないとか、東京都だったら大きな建物の屋根の上につくればいいのかもしれないけれども、ここら北見だとか帯広、それから釧路なんてそんなばかりに高い建物があるわけではないし、別に女満別でも十分、あと運用の仕方は後で頭のいい人たちで考えていったらいいのではないかなというふうに思っています。とりあえず大空というこの地域に誘致したほうがいいのではないかなというふうに思っております。

それから、ことは道が救命救急医療体制調査検討費ということで200万円が計上されていて、これは道庁圏以外でのドクターヘリ導入に向けた調査費だそうです。だから、こういうものもあるし、それから費用は年間1億7,000万円ぐらいかかるそうで、これは道と国が折半するのです。地方公共団体一つもお金かからないのです。だから、こういうものを誘致して、これは大空町だけでは誘致できないので、やはり北見だとか網走だとか美幌だとか、お互い地域社会が協力し合わないとはなかなか誘致が難しい。連携してやったほうがいいのではないかというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 ヘリの発着場として例えば空港ということももちろんありますけれども、そこにヘリが乗り込むためには医療スタッフ、医師や看護師等もあわせて乗らなければならないというようなことでいきますと、基地病院の近くということがある程度前提になってくるのではないかなと。当然病院の場所とヘリが離発着できる場所というところが近いことが望ましいということなのだろうというふうに思います。ですけれども、先ほど北海道がこの20年度その他の5圏域においてドクターヘリの導入を検討して、どこの地域にまず先に必要かというような内容の記事でありましたし、また釧路地域で必要だというようなことで講演会が行われて250人が参加をしたという新聞の記事も私も読ませていただきました。それに比べてまだこのオホーツク圏域についてはこういう議論が少ないと、一歩後塵を拝しているのと、そんな感じを抱いたところであります。まず、この地域の基地病院をどこにするかというような課題もありますけれども、この地域が医療過疎だということをしっかりと認識をしていただいて、そういう必要な地域なのだとすることを早く北海道にも伝えながら、誘致活動、近隣の市町村などにも話しかけてこの圏域としての対応をとれるように努力をしてまいりたいと、そのように思います。

また、その新聞記事の最後のところに岡山県の例を出して、北海道の面積を考えれば5つから7つぐらいの拠点でドクターヘリが必要なのではないかなというような内容になっておりました。それを考えると、各6つの圏域に1つずつあっても本当はいいというぐらいの面積なのだろうというふうに考えております。そういうようなことを医療体制の充実にあわせて、今後も北海道なり国なりにお話をして、何とか実現できるように努力をしてまいりたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 大体わかりました。ドクターヘリは、東北だとか、それから北陸だとか、そういうところにはまだ配属されていないのです。そして、ことし2台北海道に配属したいという国の意向なのです。だから、そのうちの1台ぐらいは、ぜひ網走地方に配属されるよう強力な運動をしていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほども申しましたように、この地域の大きな課題が医療救急体制の充実と
いうことで言われております。そのことをしっかりと受けとめながら、圏域の中で皆
さんと力を合わせて誘致活動も行っていきたいと、そのように思います。

◇議 長 15番、檜原達也議員。

◇檜原議員 終わります。

◇議 長 これにて檜原達也議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、一般質問を続けます。

次に、9番、深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 一般質問をさせていただきます。

項目としては2項目につきまして、1項目め、行財政改革について継続をして質問
させていただきましたけれども、本年度まで進められてきました行財政改革について
今後についても進められると考えますが、経費等の削減、節減の考え方をお聞きした
いと存じます。

続きまして、町政執行方針について。道路整備について、上下水道計画について、
地域担当職員制度について、企業誘致、大変失礼ですが、企業誘致の致が間違ってお
りまして、大変失礼をいたしました。おわびを申し上げます。移住対策、移住定住に
ついて、地場産業振興対策と空き店舗利用について、観光振興について、指定管理者
制度導入について執行方針の中で述べられておりますけれども、もう少し詳しくお聞
きをしたいと存じます。よろしく願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、行財政改革についてでございます。当然今までもいろいろな形で行政改革、
財政改革を進めてきたところでありますし、今後においても地方公共団体におきまし
てはこの行財政改革を抜きには語れない、常につきまとうといひましようか、必要な
項目であると、そのように考えてございます。平成19年の3月に19年度から24

年度までの5カ年間で計画とする大空町の行政改革大綱をつくり、46項目から成る推進項目を掲げて職員数の定数の削減や事務事業の簡素化、民間能力などの活用というところで取り組んできているところでございます。

20年度の予算等々についてどのような観点から取り組んだかというところで申し上げますと、まず1点目は人件費の抑制、採用の抑制もありますし、独自の手当の削減などというところでも取り組んだところであります。また、民間への委託というようなことから、人件費を抑制するというような視点も取り組んだところでございます。また、通常言われております物件費等の管理経費、これは清掃ですとか日直、管理、電気料、用紙、自動車の配置等々、そういったものについては常に目を光らせながら節約、節約ということで取り組んできております。さらに、過去に借り入れました公債費、借金の利率の高いものなどについては繰上償還を行うというようなことでその負担の軽減を図り、また未利用財産、持っております土地などについて処分をし、歳入を上げるというような努力もこの20年度さらに計上させていただいております。また、具体的な予算の中身としてはあらわれてきておりませんでしたけれども、税、さらには使用料等の滞納がふえつつあるという状況にかんがみまして、これら厳正に対処するための関係の組織づくりといいましょうか、仕組みづくりというものを進め、またそれに係る費用などについて若干予算措置もさせていただいたところでもあります。さらに、今後においては、受益者負担等々についてどういうあり方がいいかということで、20年度使用料等における全体的な見直しを進めていこうというような内容になってございます。行政改革の進捗状況等につきましては、町の中に行政改革推進委員会というものが設置をされておりますので、その中にお諮りをして多面的な観点からご意見をいただいているところでありますし、そこに逐一進捗状況等について報告をさせていただいております。また、今般総合計画にあわせて財政健全化計画を策定させていただきました。その中におきましても行財政大綱の項目別に記述して、期間中における具体的な目標効果額というものをお示しをさせていただきましたので、その達成に向けて努力をしまいたい、そのように考えてございます。ただ、この何年間かの計画ということでもあります。社会情勢や経済情勢等、変化が起こることも予測されます。その都度その時代に合った内容に見直しをしながら進めてまいりたい、そのように考えてございます。町民の皆さんにご指示される内容となるよう努力をしまいたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

続きまして、町政執行方針について、各項目についてもう少し詳しい内容等について説明をしてほしいということでございました。1点目の道路整備計画でありましたけれども、さまざまな道路の整備を行うわけでもありますけれども、町政執行方針の中に町道開陽中央線のアクセス道路の整備について検討を進めるということで記載してございました。この開陽中央線は、総延長が9,838メートル、車道幅員が5.5メートル、永久橋が1橋ございます。道路幅員が狭く、急勾配があったり急カーブも多いと、大型車両の通行、また冬期間における車両の通行等が危険な状況になっているということで何とか改築をしていきたい、そんなふうに思っております。ふれあいトークなどでも説明をさせていただきましたけれども、地元負担の少ない事業、そういうものを選びながら国の財政措置の活用を図りながら整備を行っていききたいとい

うふうに考えてございます。また、女満別地区の市街地における道路の舗装、さらには東藻琴地区における農畜産物の輸送等に係る道路の舗装というようなことについても平成20年度取り組んでいきたいと、そのように考えているところでございます。

上下水道の関係でありますけれども、現在上下水道は大空町において女満別本町地区、女満別高台地区、東藻琴地区の3つの簡易水道事業の区域を持っております。人口における普及率を申し上げますと、全体では91.1%という水道普及率になってございますけれども、地区別に見ますと、女満別本町地区が96.5%、女満別高台地区が36.8%、東藻琴地区が97.2%ということで、高台地区の普及率が非常におくれている状況にございます。これは、女満別の畑地帯の農業者の方々の地域ということでもありますので、こういったところについて20年度努力をして普及率を高めて皆さんに安心して飲める水を供給してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

下水道の関係でありますけれども、これは旧来の市町村単位ということで、女満別公共下水道事業と東藻琴特定環境保全公共下水道の2つの処理区域について実施をしております。全体的な水洗化の人口普及率でありますけれども、95%、これは計画人口から見た達成率ということでございます。女満別と東藻琴地区ごとに見ましても、女満別地区94.8%、東藻琴地区95.3%というようなことでございます。両処理区域とも区域内の幹線の管路の整備は終えております。今後は、安定した処理の維持を図るため、長期的な視点から施設の改修、更新を行う必要があるというようなことから、それらに関する経費について20年度予算措置をさせていただいたところであります。具体的には、女満別地区においては腐食マンホール等の補修というものを予算化させていただきました。また、東藻琴処理区につきましては、汚水の貯留施設の設計調査を20年度行おうというようなことにしております。また、市街地以外については、現在のところ合併処理浄化槽の設置整備事業により合併浄化槽の普及を進めておりますので、今年度においてもそういった予算措置をさせていただいたところであります。

先ほど申し漏れましたけれども、雨水の関係でありますけれども、これについては女満別空港通の街路事業にあわせて順次行っているというような現況でございます。

続きまして、地域担当者の制度でございます。2月1日から自治会に地域担当職員を配置して開始いたしました。町内全48自治会に148人、期間としてはおおむね2年間、地域担当職員として配置をするということでございます。地域が抱える課題を解決したり、地域の活性化を図ろうというような目的で配置をさせていただきました。まず、皆さんに十分知っていただく、またいろんな形の中で町の持っている情報を提供させていただいたり、地域の課題を拾い上げてくるというようなことをしなければならないと思っております。まずは、顔を覚えていただいて、地域に溶け込み、そして交流を深める中でそういったことの実現を図っていききたいと思っておりますけれども、課題もいろいろあるかと思っておりますので、順次手直しをしながら十分な制度となるよう20年度努力をしてまいりたいと、そのように考えております。

続きまして、企業誘致、移住対策等であります。企業誘致ですとか移住定住対策ということは、定住人口をふやす、また交流人口をふやすということで地域の活性化に

非常に大きな影響力を持つ政策であろうと、そのように思っております。また、それらのものというのは、いろいろな分野と、産業などと関係することが非常に多くなってくるということで、単に企業誘致、移住対策を進めるということではなくて、産業の振興、特に観光などをきっかけとしてこういう交流や滞在に、さらには移住や定住へとつながるケースなどもあろうかと思しますので、そういう分野における意識をして取り組むことが必要ではないかなと、そのように考えています。今言われている観光ですとか交流、滞在の分野などを少し体系的に分類してみると、地域に1泊から3泊ぐらいするちょこっと田舎暮らしをしてみたいなという、そういうタイプもあります。また、一、二週間から二、三カ月ぐらい田舎で暮らしてみたい、のんびり田舎暮らしをしてみたいというものもあります。また、1年の大半をこちらの地域で過ごす、とっぷりと田舎につかって、そこを享受してもらおうということもあります。そのほか、週末二、三日ということで行ったり来たり、行ったり来たりというような、そういうタイプもありますし、また1週間から数カ月ということで研修というのでしょうか、田舎で何かを学んで、そしてまた帰ろうというような、そういうタイプの方々もあろうかと思えます。そういった方々のタイプはもちろんでありますけれども、目的別に見ますと、農林漁業の体験をしたいとか、アウトドアを体験したい、自然に触れたい、お祭りに参加をしてみたい、地域でしか味わえないような山菜とりや釣りをしてみたい、また地域の中で文化活動、陶芸、園芸、いろんなそういう活動に接してみたい、また地域でゆっくりと環境のいいところで仕事をしたい、また地域の中のサークルに入ってみたい、農的な暮らしをしてみたい、いろいろな分野があろうかと思しますので、昨日もエコツーリズム、グリーンツーリズム等のお話で申し上げましたように、何か1つだけをすればいいということではなくて、横のつながりを十分図りながら対処していきたいと、そのように考えてございます。最終的な窓口といたしましては、企業誘致、移住定住対策というのは私どもの組織の中でいけば第1の窓口とすれば企画課が担当はしておりますけれども、そのほかに例えば大空町に定住をサポートする会の皆さん方もいらっしゃいます。そういう方々の支援を受けたり、また役場の中でも観光の部門や農業の部門、福祉の部門など横の連携を十分図ってそういうところにそういう交流希望の方々の紹介をしていくというようなことがひいては企業誘致や交流、移住定住対策につながるのではないかと、そのように考えておりますので、あらゆるアンテナをマックスにしながら情報を得て、そして皆さん方に提供していくことに努めてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

次に、地場産業の振興対策と店舗の活用等ということでございます。地場産業ということでいろいろな、例えば特産品などもあります。これらは、まだまだ大空町という名前の中ではマイナーな部分が多かろうかと思えます。そのためには、町外に向けていろいろアピールをしていかなければならない、そのことが大空町の知名度アップにもつながるのではないかと思っています。しかしながら、単に女満別時代、東藻琴時代に培ったそのベースのものをいろいろ売りに出していく、町外に向けて発信していくということは必要なことなわけですけれども、私は町民の皆さんが町内でその地場産品などを十分理解して承知した中でPRしていただかなければならないのではないかなと、そのように思っています。ですから、外へ対する売り込みも必要であります

けれども、地域の中で十分理解をしていただけるような取り組みに努力をしていく必要もあるだろうと。町内ではいろんなイベントがありまして、そのときに町内のいろんな産品が集まる機会がありますけれども、まだまだ不十分なところもあるのではないかと、そのようにも思いますので、そういった点で努力をしていただきたいと思います。また、新しいものの開発等につきましては、地場産業振興対策補助金というようなものをもちまして皆さん方の開発意欲というものを支援していこうと、そのように考えておりますので、ご利用いただきたいと、そのように思います。

また、空き店舗の対策等につきましては、その部分だけではありませんけれども、今回住みかえ事業等々のものについてご提案をさせていただきました。一般の居住用の住宅のほかにもそういった店舗等についても活用いただいて、その空き店舗を活用して新しい事業を始めようではないかという方々の後押しになればと、そのように思っております。また、中小企業振興資金なども新規に開業される方々においても借り入れができるような、そういう仕組みに改めておりますので、そういったものもあわせてご活用いただくことがいいのではないかと思います。これらも移住対策の部分との関係があらうかと思っておりますので、移住対策でご相談に乗らせていただく中でこういう内容のものもご紹介をしていきたいと、そんなふうに考えてございます。

観光の振興でありますけれども、観光は従来型の観光もこれはベースとして非常に大切なものであります。ただ、最近は団体旅行から個人旅行へ、また旅の目的も昨日のご質問でもありましたように、エコツーリズムですとかグリーンツーリズム、スノーツーリズム、いろんな言い方がありますけれども、そういうような体験、また滞在型というような形もだんだんとふえてきておりますので、地域としてこれらに対応できるような取り組みをしていかなければならないと、そのようにも考えております。それについては、十分旅行者の方のニーズを把握して、そしてこちら側の受け入れ態勢をつくる、またそういうものを紹介していくということが必要ではないかと、そのように思いまして新年度予算の中においてはその体験、滞在型に対応するような、そういうガイドマップをつくって旅行者の皆さんにアピールをしていきたいと、そんなふうに考えているところでございます。

続きまして、指定管理者の関係でありますけれども、昨日も一般質問をいただきました。いろいろな課題が出てまいっている部分も、効果もありますけれども、課題の部分もあります。特に状況の変化に即時に対応できるような財源の弾力性がないというようなところでございました。2月においても臨時会で石油等の高騰による関係経費について補正をさせていただいたように、そういうところに十分まだまだ対応ができていない、机上計算だけでは把握し切れなかったものがあるかと思っております。20年度については、施設の修繕等々に係る経費について当初から具体的なものではないにしろ緊急的に対応ができるような、そういう予算措置をさせていただいたところでもあります。しかし、それだけではなくて、まだ新しい課題も出てこようかと思っております。毎月業務報告を受けておりますけれども、適宜打ち合わせ、協議などを行いながら、問題点がある場合については早期に解決するように努力をしていきたいと、そんなふうに思っております。町と指定管理者の間というのは、よりよい施設運営ですとか、新しい公共という共通の目標を持つパートナーであると、そのように考えており

ますので、そういう間の中でこの制度がよりよい制度となっていくように取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

少し早口になってしまいましたけれども、以上を申し上げまして1回目のご答弁とさせていただきますと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 まず、行財政改革について関連をしましてずっと継続的に質問をさせていただきまして、今回出ております大空町財政健全化計画、そういったものを見渡しまして納得はするところでございますけれども、大変財政の厳しい中大変かと思われま。その中でやはり今後についてこれが計画どおりといいましようか、24年まで計画をされているわけですが、23年、24年ごろにはこういったことを含めて明るい兆しが見えてくるのかどうか、明るいと言うと語弊がありますが、見通しがついて例えば給与等、あるいは補助金等の削減はその辺で行きどまるのかということをお聞きしたいのですが。

◇議 長 町長。

◇町 長 職員の給与等については、2年間ということで提案をさせていただきました。ただ、それは独自削減の部分でありまして、本来の適正な水準にしたものについてはそれ以後も続くというふうに思っております。ただ、何をもって明るい兆しという言い方になるかわかりませんが、私は時代の中で例えば私が役場に入りましたころいろいろな課に、いろいろなところに食糧費などがたくさんついておりました。いろいろな関係の方との懇談の際に会食をしながら、今例えばそういうものを見たときにほとんどお茶代ぐらいしか役場の中の予算にはないぐらいの経費になってまいりました。例えば財政の好転がなったから、そういうようなものが復活していくのかというと、それは時代の中ではもう既に過ぎ去ったことで、そこに戻るとすることは私はないと、そのように思っております。ですから、その時代の中で不必要になってきたといいましようか、そういうことの対応でない形で済むものであれば、それはそのまま進むのではないかと。ですから、住民の方からいけば何年我慢したらどうなるのだというような言い方の部分も十分わかるわけですが、常にその時代によって本当に必要なかどうかのと、また皆さんに対して公平なのかというようなことを一つの物差しで当てていくということが必要なことなのだろうと思うのです。どうもちょっとうまく言えないのですが、必要なところにはやはり補助金もつけなければなりませんし、今回補助金の見直しの案という形で出させていただいてその交付の基準などについて、例えば懇親会や飲食を伴う会議費や慶弔費、そういったものは補助の対象から外そうというような考え方を1つ持ち得ました。財政がある程度見通しが立ったからといって、その分を補助の対象に入れるということにはならないというふうに思いますけれども、何とか皆さんに新しい意味でプラス思考の中で頑張っていただけるようなときには、それなりの事業の展開の中でご支援というも

のはしていくことができるのではないかなと、私はそのように思っています。だから、必ずしも従来に逆戻りするということではなくて、新たなものをその中で展開できるような、そういうことを目指して行財政の改革に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。十分なお答えになっていないかとは思いますが、そういう意識でこの行財政改革に取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 質問に関しても要点がなかなか難しく思いますし、こういった昨今の状況の中でございますから、昨年度末あたりからはお金がないという言葉が聞かれなくなりましたので、安心はしているわけですが、近隣の市町村ではお金がないという言葉は避けて財源がないという言葉にかえたということもありますけれども、言葉をかえればいいというものではありませんけれども、それだけ切実な問題にはなっていると思います。その中で心配いたしますのは、バブルの時代に戻るという意味ではありませんけれども、やはり今後行われてきます給与等の削減、職員にあっては、あるいは適正化という名の職員の削減もやむを得ないと思いますし、その中で負担も当然多くなるでしょうし、それが住民に対しましてサービスが低下しないのか、それと一番心配いたしますのはやる気の問題、元気の問題だと思います。その中で町を引っ張って行って、民間の力、当然でしょうけれども、行政の明るさというものが一番必要ではないかと思っているわけです。その中で非常に言いづらいことではありますが、やはり明るさが見えない、これは余り明るい行政というのは、役場というのは見たことはないのですけれども、感受性として暗さが目立つということが住民から指摘されております。これは、総合支所においてもそういったことが聞かれるわけですが、その辺に根底があるのかなと、このように思うわけですが、この後出てきます町政の執行方針の中で、それから行財政改革の健全化、この中に物事を入れるかどうかは別でしょうけれども、改革の中に意識改革というものが言葉として見当たらないのですけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 やる気、元気、明るさが見られない、暗さが目立つというのは、トップの私の背中を見て仕事をしているから、そういうことになるのかなと思って、また反省をしているところであります。ただ、私思いますのは、削減だけをするというようなことでいけば、確かに職員の給与のことでもあるのですけれども、自分たちがやっている仕事を単に金額を減らす、そういう意識の仕事だけをやっているというようなことではなかなかやる気といえましょうか、元気というか、仕事にも2種類あって、ポジティブな仕事と、それからネガティブな仕事があるのではないかなと。やって住民の方に喜ばれる仕事とやって当たり前で、何か失敗をしたら大変だという思いでやるような仕事というような部分があるのではないかなと。私が職員時代仕事をしながら思っ

ていた中には、そういうのがあります。職員とすれば、前向きな部分でやったことが町民の皆さんに喜ばれるような仕事というものをやっているときには、おのずと明るさが表に出たり、元気さ、やる気みたいなものが出るのではないのかなと、そんなふうにも考えてございます。

例えば新しい年度の予算でありますけれども、予算参考資料の7ページ、8ページに投資的経費の状況ということで、これはハード事業でありますけれども、45事業書かれております。このうち23項目は、新規の事業というようなことでございます。また、ソフト事業なども今回新しくいろいろ拡充をしたりなんかをいたしました。私なりに拾って見たわけなのですが、新しいものもしくは拡充をしたもの、それらの事業ということでいいますと、地域交通システムによって両地域を結ぶバスの運行を行おうと、移住定住対策についてはさらに拡充をして従業員宿舎などの部分での定住対策も行っていこうと、また一般の方々の住居ですとか空き店舗を対象にした住みかえ事業もやろうと、観光の誘導看板の設置もやろうと、藻琴山芝桜公園の整備、福祉専門職員の配置、障害者福祉施設に模様がえするための設計費、女満別小学校の改築の設計費、さらには農協が行う麦類の乾燥調製施設の支援、農業農村整備事業においては女満別本郷地区の地域水田農業再編緊急整備事業、そして東藻琴山ろく地区の担い手草地整備事業、また女満別中学校、東藻琴中学校に教育用のコンピューターを更新する、女満別中学校の耐震補強工事もやりたいと、そして元町遺跡の竪穴式住居の復元、栄町5条線、栄町6丁目西線の改良舗装、そして老朽化したグレーダーの更新、女満別運動公園の遊水池の補修、サラカオーマキン川の掘削の調査、農業構造改善センターの自動ドアへの取りかえ、開陽中央線の整備の検討、さらには東藻琴農業振興センターを児童センター化するための設計費、ごみの分別に伴う経費軽減策についての検討、さらに拡充という部分では妊婦健診の公費化の拡大、健康診断の町民負担の削減、東藻琴児童センターにおける人数、さらには時間帯の拡充、そして中学校における補助教員の配置、これらは先ほど言いましたいろいろな行政改革などを行って得たといいましょうか、そういう財源をもとに新たな事業として取り組んで町民の皆さんのために使っていこうというような財源でございますので、きっと20年度についてはこういうポジティブなといいましょうか、前向きな町民の皆さんに喜んでいただけるような、そういう仕事が多くなってくるだろうというふうに思いますので、職員の意識というものも当然変わってくるだろうと思いますし、明るさが戻るのではないかなと。

昨年度でいいますと、いろいろなものの解体を行っておりました。寄宿舍、それからバス停、宿泊施設、職員住宅、火葬場、これは先ほど言ったように古くなって取り壊しをせねばならない、やって当たり前の事業でありました。そういう部分では、同じお金を使ってやるのでもモチベーションが違うのではないかなと、そのように思っています。これからそういうようなところで職員ともども新しい取り組みに努力していくことが明るさ、やる気、元気、そういった意識含めてモチベーションを持ち上げていく一つの内容になるのではないかなと思いますので、努力をしまいたいと思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 理解はしているつもりでもありますし、ただ私が申し上げましたのは、今後において職員数も少なくなっていくわけです。現行よりは、当然適正化に向けてそれなりの人員配置にもなるでしょうし、その中で昨今の理由から給与等の引き下げなんかということで精神的な面で負担も大きくなるのではないかなと、その中の心配をしたわけです。その中で今後に向けて、指定管理に出すと言ったらちょっと失礼ですが、導入をして指定管理制度の中で運営をしていくと。しかし、管理はしなければならぬ。その辺の今後に向けての意識改革の必要性はないのでしょうかということをお聞きしたわけで、その中で項目がふえるということはそれなりに仕事の量もふえるわけですし、その中から明るい兆しといえるのでしょうか、やる気が見えてくるような意識改革を持ってはどうかなということをお聞きしたわけですが、ただここに書類で出ておりますけれども、なかなか文章どおりにいかどうかということは別といたしまして、人を変えたり制度を変えるということは非常に難しいことだと思いますけれども、意識を変えてもらうということが、これは私どもも含めて必要ではないかなと、その点をお聞きしたかったわけですが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 職員のことにまでご心配をいただきまして、ありがとうございます。地域の懇談会などでも言われました。町長、職員の給料下げたら大変ではないのかと、仕事は忙しいと、給料も下がると、そんなので大丈夫なのかと、昨年までは役場の職員の給料は非常に高いと随分おしかりを受けていたなと思ったのですが、大分反応も変わってきたなと、そんなふうに思っています。それだけいろんな見方があるのだなということで受けとめてはおります。ただ、職員数を減らしていくということは、これは合併時において示した一つのある意味約束事でもあろうかと思っております。たしか、ちょっと記憶が十分でなくて、数字に誤りがあるかもしれませんが、178人だったものを132人ぐらいまで当面の間で下げていくというようなことで話が、これは定員管理計画だったのでしょうか、そういうようなことであります。実際に職員組合などからも、単に人数が減って仕事の量が変わらないということで負担が倍に、3倍にふえるということは勘弁してほしいというようなことが言われております。それは、多少のことは別として、当然単純に今までやっていたものを仕組みも何もやり方も変えないで132人でやれというのは、これは無理なことだなと、私もそのように思っております。ですから、今まで町がやってきたものの中で、例えば132人で今までの提供してきたサービスをやる仕組みというものを一方で考えなければならぬと。ですから、そのためには役場の職員がみずからやるということではなくて、民間の方々にその部分をお願いしていくということも必要ではないかと。私自身、例えば具体的にどの業務の今かかっている役場の職員の人数を民間委託にしていってどれぐらいの人員が削減できるか、可能かと。正直言って、私自身が拾い集めてやった中で大体この132人という数字を出して、そしてそれについて職員に検証をする

ようにというようなことである程度まとめ上げた数字でもあります。ですから、単純に職員数を減らすということだけではなくて、そのことをあわせてその業務をどういった方々に担っていただけるかということをやっていかなければならないと。実際には、その業務をそういう計画をつくってやるのはだれかという、これは職員みずからがそのことを考えていかないと、自分の仕事は外には出せないと、だけれども人数は減る、そうすると自分にはね返ってきて自分の負担が多くなるということでの悪循環になりますので、そういう意味では確かに意識を変えて、いかにほかの方々に今までのサービスを担っていただいた中で、役場の、町としてやらなければならない役割はどこかということの意識というものは持っていかなければならないと、改めて今ご指摘をいただいて考えたところでありますので、そういう視点でもって今後もその業務のあり方等について検討を加えて議論をした中でいろいろな対策に結びつけていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 深川昇議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後１時とします。

休憩 午前１１時５０分
再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第２、一般質問を続けます。
９番、深川議員の一般質問を続けます。
９番、深川昇議員。

◇深川議員 町長に答弁をいただきまして、行財政改革について改革といいますと、いろいろその言葉の内容、とり方によってはかなり温度差がありますけれども、自分としては合併もいたしましたし、その中の調整も含めて私どもは出たデータ等を参考に指摘をすればいいのですけれども、その辺のご苦労は察するところであります。一番わかりやすく言いますと、小泉改革などという斬新な改革もありますけれども、なかなかそういった形の改革にはならないのかなと、このように思っております。その中で数字的な削減効果といいましょうか、そういったことについては把握はできるわけですが、この上に意識改革の必要性というものを再認識していただきたいと、このように思っておりますが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 数字でお示しをしなければ納得のされない方もいらっしゃるし、ただ小泉改革というような言葉がありましたけれども、やはりいろいろな仕組みを変更していくということのためには、気持ちの上のことということも大切にした中で進めなければならないと思います。そういうときに意識改革ということも必要だろうと、その

ように思いますので、そういうところも十分配慮しながら取り組んでまいりたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 それでは、続きまして町政執行方針について質問をさせていただきます。

まず、1点目の道路整備計画について。この件につきましては、ほぼ確認をいたしました。ただ、町民の中には合併当初、とり方でもあるのでしょうか、アクセス道路については新規で立派な道路ができるという、そういった勘違いをされている方もいらっしゃると思いますので、そういったことではなく現行にある道路を安全かつ大事に使うという形の認識でよろしいでしょうか。

◇議 長 深川議員に申し上げます。町政執行方針全体の中で、一つ一つやるのではなくて全体の中で話ししていただきたいと思います。
町長。

◇町 長 道路については、全く新規開削というところは現在のところ考えてございません。現道ある部分、ただ先ほどご答弁申し上げましたように急勾配があったり、急カーブがあったり、また交通量の多さから安全が十分確保できないというような指摘を受けている道路もございます。そういったものについては、改築を進めながらご利用いただく、その中で両地域間の交流や融合が図られるように、そんな努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 議長から指摘がございましたが、項目別に挙げておりますので、質問等も行ったり来たりするおそれもありますので、順次進めてまいりたいと、このように思っております。

上下水道計画については、先ほどパーセンテージその他についてお聞きいたしましたので、認識をいたしました。

続きまして、地域担当職員制度についてですけれども、なかなか住民の中にはなじみのない方もいらっしゃると思います、その中でお聞きしたわけですが、随時これは現場といいましょうか、回数を重ねることによって理解がされると。たまたま中には個別にも相談に乗れるといいましょうか、そういった認識をされている方もいらっしゃると思いますので、これはあくまでも例えば自治会の会合でありますとか、そういった場所についての説明員といいましょうか、そういった形の中の認識でよろしいのでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 始まりました中で、既にいろんな課題も出てきております。例えば地域の中でご指摘をいただいたのは、この忙しいときにこんな地域に来ていないで、もっと自分の本来の仕事をやったほうがいいのではないかなというようなご指摘もいただきました。一方では、こうやって足を運んでくれると地域の細かなところの課題点などをお伝えすることができる、直接すぐさまご返答でなくても担当係などにつないでほしいというようなことの話もあります。私自身なり私のほかの担当者含めて地域懇談会へ行くということは、年に限られた回数でありますので、こういう職員全体で皆さん方の声を受けとめたり、PRをしたりする機会というのは大切だろうということでもあります。今義務づけしているといいましょうか、そのことについては例えば自治会の総会には必ず出席をするというような考え方でおります。ただ、先ほど言いましたように、まず顔を覚えてもらって、そしてその中で地域に溶け込んで交流を進めていく中でいろいろなお話をいただく、また説明をさせていただくというのは、最終目標としては会合に限ったことではないと、そのように思っています。例えば役場の窓口で町民の方が来られたときに担当がいれば、一体自分がどこに行けばいいのかと尋ねていただける、そういう顔見知りをつくるということも一つの役割ではないかなと思っております。また、そのほかいろいろな地域活動の中でこの制度とは別に会うこともあろうかと思えますけれども、そういうときにいろいろな形でお話をさせてもらう、要望を受けとめるということも当然出てきますし、そういうことがなし得て本来の目的が達成されるというふうに考えておりますので、最初の出足はまだまだなれていない分、十分ではありませんけれども、そういうところまでできるように努力をしてまいりたいと、そのように考えております。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 大変わかりました。

続きまして、企業誘致、移住対策、移住定住について。似たような言葉で、項目がちょっと違うので、一緒くたかなと勘違いをされますけれども、これに関連することが執行方針の中では数多く述べられておりますので、その件について。企業誘致ですとか移住対策については、全国各市町村でかなり試行錯誤でやられているという現状があります。そんな中で、今後においてより新鮮な地域に根づいたような対策に関連してとれるのかどうか。もちろん定住ですから、企業誘致も含めて一番気になるのは、学校教育ですとか病院の問題、福祉の問題というのが全国的にはよく挙げられております。できればこういったものというのは一貫性がある、窓口に来てあっち行く、こっち行くではなくて、ある程度のマニュアル的なものがあるべきかなと、このように考えるわけですが、そういったような考え方は持たれるかどうかお聞きをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 窓口といたしましては、企画課ということでホームページなどについても周

知をさせていただいて、その中で適宜いろいろな担当課にお話をつなぐ、また大空町に移住を勧める、大空町に定住をサポートする会などにもご紹介をさせていただくということで、北海道の全体的な組織の中に加わっておりますけれども、その中でもワンストップサービスというようなことであちこちにばらばらに行くのではなくて、受け入れ窓口、担当のところを明確にするべしというふうに書かれてあります。そういう意味では、企画課ということで指定をしてございます。ただ、そのときにただ単にほかのところに回せばいいということではなくて、いかに親身になって移住、定住を考えられる方々の相談に乗れるかということでもありますので、そこは職員の当然資質だとかそういうものにもかかわりますけれども、十分配慮していきたいなと、そういうふうなことを指示しているわけでありまして。マニュアルということになりますと、いい部分もありますけれども、多少弊害もあるのかなと思いますので、いかに来られようかなと思っている、考えられている方々の身になって考えるかということを常々話をして指導をしているところであります。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 窓口があるということは安心なのですけれども、企画といいますと我々は納得するのですが、なかなか対象になられる方々といいましょうか、そういった人方にしますとちょっとぴんとこないのかなという心配もございましてけれども、次に出てきます地場産業振興対策、空き店舗なんかの関係もリンクしてくると思うのです、この件については。ですから、ある程度どういったメニューで、どういった形の中で定住促進が進められるか、あるいは企業誘致に結びつけられるかということが課題なのかなと。簡単に挙げますと、最近マスコミ等でも言われておりますけれども、山村留学ですとかエコスクールですとかユニークなその他の留学制度、あるいはグリーンツーリズムですとか、そういった形をとっておられて、成功した一部というのはかなり評価されるのですけれども、失敗している例もあるということから、そういったことも含めてよりよく企業誘致ですとか定住に結びつくようにマニュアル化をしてはどうかという意見なのですが、その点はいかがでしょう。

◇議 長 町長。

◇町 長 企画が窓口というのは、幅広い分野において状況を確認してその前さばきができる場所という意味であります。確かに町民、そのほかいろんな方々、ご相談をされる方は、企画というと何の話かというふうな思いもありますけれども、それは組織上仕方のないことでありますので、ただPRするときには企画課、括弧づけでどういふところの担当というようなアピールの仕方などは必要かなと思います。しかし、先ほど言いましたように、私はマニュアル化するつもりは今のところございません。といいますのは、その人その人千差万別の状況によってこの地の移住なりを考える部分であります。その人によってファストフードを頼むような、それに対応するようなマニュアルというようなことには私はならないと。一人一人の対応というのは、すべ

て私は異なるものだ。だから、いかにその方のためを思ってやれるかと。それこそ愛情なのだろうと思います。どのようなことを欲しているのかということを速やかに察知をして対応する、それも職員の能力、資質だろうと思いますので、そのことをしっかりと高めるといことで、そういう気持ちを持って対処したいというふうに考えてございます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 気持ちが一番大事かなと、先ほども前段で意識の問題を申し述べましたので、その辺は理解をいたしますけれども、含めた形の中で推進をしていただきたい。

続きまして、地場産業の振興ですけれども、先ほどの答弁の中で空き店舗等の利用について説明をいただきましたけれども、これから特産品あるいはそういったものを開発される予定があるのかどうかお聞きをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 移住定住対策につきましては、誠心誠意皆さん方のご期待にこたえるように対応してまいりたいというふうに思います。地場産業の新たな取り組みということについては、産業開発公社というところがその任を担うということでのつくりました第三セクターでもありますので、その取り組みに現在は任せている部分があります。今町として具体的な動き出しというところはありませんけれども、そういう加工品以外で農産品等いろいろな分野について町の民間の方々がご努力をいただいている、そういうものについては積極的にいろいろな形で支援をしていこうと、そのように考えております。そういうための予算というのも若干ではありますけれども、組んでございます。また、その取り組みの内容の状況においてはさらなる支援ということもひょっとしたら出てくるのかもしれませんが、それは、その内容によって判断をさせていただきたいと、そのように思っております。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 民間の形の中で団体を含めて開発あるいは努力をしているのかと思いますが、何しろ昨今の事情もあり、なかなか現物のものにならないというのが現状かと。その支援策を講じていただけるということについては感謝をいたしますけれども、そういったこともほかの形の中で知恵があればいいでしょうか、情報があればそれを共有して開発をしていくというのも一つの手法かなとは思いますが。次の観光振興にも結びつきますし、その辺について今ですから、どこにおきましてもそういった商品の開発あるいは特産物の開発なんていうのは死力を尽くして開発をしているわけですので、なかなか大変かとは思いますが、開発公社という、開発をしているわけですが、その辺の宣伝といいましょうか、PRの仕方についても町長の言われる協働という中で進めていけば力も倍になるのかなと、このように思っております。その辺

についてそういった形がいい形で観光、特産物に結びつくように考えられてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 町も自主的に、具体的な町としての動きではありませんけれども、アイデアのお話で例えばいいますと、昨年芝桜公園のシバザクラを利用した押し花などをお土産として開発するのはどうだろうか、またご自分でその押し花を手づくりでつくる体験をしていただいて、そしてお買い求めいただく、そういうアイデアはどうだろうかというような提案も、これは私個人でありましたけれども、させていただきました。そのことについてご検討いただいているかなと、そのように思います。また、いろいろな製品のPR、個々個人で民間の方々、また第三セクターであっても行っていくというのは大変な部分もあろうかと思えます。町のホームページなどを活用いたしまして、民間の方も一定の基準を設けながらそこに載せてPRをしていくということも必要ではないかと、そんな議論も庁舎の中でございます。そういったことについてぜひ実現できるように努力をしていきたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 それこそが協働であり、触れ合いと語らいの基本的なことかなと、このように思います。観光についても各東藻琴、女満別地区において観光施設があるわけですが、ただ今出ました芝桜公園についても執行方針の中でグレードアップについて述べられておりますけれども、今後は先ほど前出の議員の中でも説明はいただきましたけれども、グレードアップに向けても若干中に向けてのグレードアップが多過ぎ、外へ向けるグレードアップが若干少ないような気がいたします。言葉でちょっと失礼ですが、特別にとりたててここにこうすれば、ああすればという知恵はありませんけれども、少しでも、中へ向けるグレードアップも必要ですが、外に向けるグレードアップというものも必要かと、このように思います。それが地域の観光、あるいは大空町の観光として位置づけられるのかなと、このように思うわけですが、その辺について再度答弁をいただきたいと思えます。

◇議 長 町長。

◇町 長 町民の皆さんは、芝桜公園のすばらしさというものを十分承知して、その課題というところも承知しているかと思えます。私は、今回のシバザクラの植栽ですとか、傾斜面の土砂が崩れてシバザクラなどが流れ落ちてきている、そういったものは、これは外へ向けてのアピール効果だと、そんなふうに思っています。内の面については、課題となっておりました駐車場用地ですとか売店等の整備というようなことなのかと思えますけれども、いずれも大切なことだろうというふうに思っておりますので、両面、内外にかかわらずすべての面でグレードアップしていかなければ、少し落ち込

んできている観光客の入り込み客数をふやしていくということにはつながらないのではないかと、そういうふうに思います。またさらに、整備の面のほかに運営の面のソフトの面でいろいろな魅力アップができるような、そういう取り組みをしてまいりたいと、そのような強い意志を持ちながら整備を進めておりますので、どうぞご理解を賜りたいと、このように思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 その思いで進めていただきたいと。心配いたしますのは、全国各市町村含めまして性格がどんどん内向性になっていくというのが厚生労働省の調べだそうです。数字的にはわかりませんが、そういった形ではなく、少しでも外へ目を向けて外の知恵をいただきながら、芝桜公園に固執をしていると私個人的には言われますけれども、そういったことがやがて言葉どおりメルヘンに結びつくように、その思いで町政を進めていただきたいと、このように思います。

最後になりますが、指定管理者制度導入については、後出の森田議員も待っておりますので、この質問については割愛をさせていただきたいと、このように思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど別な行革のところで、仕事にはポジティブな部分とネガティブな部分と2つあるというふうに申し上げました。このことについても同じような見方ができるのかなと。内側といいましょうか、マイナス面の穴埋めといいましょうか、そのことだけで奔走している部分については十分な意欲と姿勢というようなものがアピールできないのではないかと。そういう意味で広くまた胸を張って大勢のお客様に来ていただけるように、また地域の方々にも喜んでいただけるような、そういう運営なり整備に今後も努めてまいりたいと、そのように考えております。今後ともご指導いただきたいと思います。

◇深川議員 終わります。

◇議 長 これにて深川昇議員の一般質問を終了します。
次に、5 番、森田暢明議員の一般質問を許します。

◇森田議員 それでは、トリの一般質問ということになるかと思いますが、深川議員から指定管理者制度のことについては私に譲るということでございましたので、たまたま私も指定管理者制度1本の質問でございますので、深川議員の思いも胸に秘めながら質問させていただきたいというふうに思います。

まず、1つ目でございますけれども、制度導入による公の施設の指定管理についてということでご質問させていただきたいと思います。大空町は、平成18年9月より今日まで10の施設を、また本年4月よりはさらに3施設を指定管理者制度導入によ

って業務を代行させ、さらに町長は町政執行方針において民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効と判断される公の施設について今後も順次導入を図ることといたしたいと述べられております。既に導入を図られた施設においてお伺いをいたします。1つ目に、事業者の有する得意なノウハウは十分に発揮できているのかということでございます。また、2つ目には、制度導入以前の業務、事業は行政と指定管理者間でしっかりと継承されているかをお聞きいたしたいと存じます。

大きい2つ目として、行財政改革と指定管理者制度についてお尋ねをいたします。行政は、今日まで施設運營業務、住民サービス事業を多くの施設を使用し、まちづくり、人づくりに寄与してまいりました。今日住民ニーズの多様化、自治体財政の硬直化等々自治体の行財政改革は待ったなしの状況であると理解しております。そこで、法の改正と株式会社を初めとする民間の自治体行政への業務を代行することの道が開かれ、指定管理者制度が生まれたわけでありますが、そこでお尋ねのその1として、行財政改革を進めながらも指定管理料に指定管理者の潜在力を引き出す積算はそれぞれに盛り込まれているのかどうか。その2としまして、指定管理者の選定委員会に民間人の登用の考えはないのかをお尋ねし、1回目の質問といたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 森田議員からは、指定管理者制度に関係するご質問をいただきました。さきにもご質問をし、答弁した内容と一部重なる部分があるかと思えますけれども、ご答弁を申し上げたいと思います。

この指定管理者制度でありますけれども、多様化している住民ニーズにより効果的、効率的に対応するためには民間の皆さんがお持ちのノウハウを広く活用することが町民サービスの向上に有効であるという考え方や職員人件費、また施設の維持管理に係る経費の縮減も期待できるのではないかとという考え方をもとに地方自治法が改正され、町の直営か、また指定管理者制度かの二者択一の中で管理を行うという形が示されたわけであります。しかしながら、私が思いますには、その制度の受け皿となる指定管理者となるべき団体等の方々の数が私どもの地域でいうと限られてくるということもあります。また、指定管理に出す施設そのものの数量が少ないというようなことから、経費の縮減というものはそう多く期待できないのではないかと、私自身はそうように考えているところでございます。

その中で、経費のことはさておきながら、ノウハウがどのように発揮されているかどうかというご質問でございました。指定管理施設には、施設の維持管理業務のほか貸し館業務というものもあります。また、私どもの施設の中身でいいますと、入浴施設や図書の貸し出しなどの業務サービス、さらには農畜産物の加工技術の提供や製造、レクリエーションの提供、そういったような施設の特性がございます。おのおの各施設において指定管理者の皆さんは、利用者の増に向けて大変ご努力をいただいていると思います。自主事業を実施をしたり、さらに専門的技能を活用して管理を行ったり、図書館でいいますと図書館司書や司書教諭資格を有する人を確保しながら業務に当たってくださっております。より利用者増に向けて、また質の高い施設の提供

を行っているところでございます。今まで町が行ってきたサービスのことはもとより、さらにそれ以上のサービスを提供してくださっていると、そのように私は考えてございます。

具体的な例を二、三挙げさせていただきと思いますけれども、女満別農業構造改善センターは指定管理にお願いをしてから入浴者の数が増加傾向にございます。朝日ヶ丘公園は、専門としている土木管理技術を生かした芝管理ということから、大変芝の質がいいということでリターナー客の増加をいただいているところでもあります。また、メルヘン公園や東藻琴乳酪館は、農畜産物の製品の販売、そういったもの、これらも相乗効果の中でふえているということでもあります。図書館資料の収集や整備、保存、図書の選択、こういったものも情報の的確な案内と提供がされていると。いろいろところで効果が発揮されていると、そのように認識をしているところでございます。

当然利用される方々の立場に立って考えなければならない部分がございます。施設の管理者が利用者から見ればかわったとしても、今までと変わりなく、またさらにそれ以上のサービスの提供があるということが利用者側からの欲求だろうと思います。指定管理者の指定の前、また指定された後も指定管理者の方々とは十分そういった部分で話をさせて、協議をさせていただいております。また、年度途中でそのような十分でないところの発見に至る場合もございましたけれども、その都度その都度協議をしながら今まで以上のサービスの提供となるように努めているところでございます。しかしながら、施設を管理する皆さん方が指定管理者になったというような場合につきましては、施設の維持管理方法や利用者へのサービス、また自主事業を持つ、また営利を目的とする事業展開というような部分もございます。当然そういった意味では視点や取り組み方法、そういう違いはあろうかと思いますが、利用者の方に快く利用していただくという目的は行政が管理する場合も指定管理者が管理する場合も共通だろうと、そういう同じような目的を共有していかなければならないと、そのように考えているところでございます。

また、導入後毎月業務報告書の提出を受けております。その中で施設を所管する課と適宜打ち合わせ、協議を行っております。問題点等がありましたところについては、1年間終わった後すべて改善するということではなくて、その都度その都度改善に努めているところでございます。やはり施設を利用していくというところにおいては、住民の方々、また指定管理者、行政がともにみんなで同じ方向を向いて、最終的に利用してよかったなと、使ってよかったというような喜びを分かち合えるような関係が必要かと思います。町と指定管理者というのは、新しい公共の概念やよりよい施設運営というところに向けてのパートナーだという意識を持って取り組んでいかなければならないと、そのように考えてございます。

また、指定管理料の積算等においては、各所管課において施設維持管理を運営する上で必要な経費を過去の実績をもとに算出をしてございます。また、施設管理や事業実施等に有資格者などが必要な場合がございます。こういったものの人件費は、また別建てで積算をして指定管理料に盛り込んでいるというのが現状であります。ただ、実態を考えながら積算はしているのですけれども、常にその計算根拠は正しかったか

どうかということを検証しながら対処していかなければならないと、そのようにも考えてございます。さきの臨時会でも石油製品の高騰による補正をお認めいただきました。また、新年度予算には突発的な修繕料の予算計上もさせていただいております。状況の変化、積算時の対応の変化、指定管理者が対応し切れない場合などがあるとすれば、それは必要な時期に対応を考えてまいりたいと、そのように考えてございます。

また、選定委員会における民間の方々の登用ということでもあります。透明性のある選定となるということが今後の住民活用、また長くこの制度を活用していく上で必要であろうと、そのように考えておりますので、選定委員会に民間の方の登用を実現できるように考えてみたいと、そのように思います。どのような形式があるのか、他市町の状況も把握したいと思いますし、その登用のあり方によってはまた別な分野での改正なども必要になる部分もあろうかと思います。そういったような場合については、そちらの部分も含めてまたご提案をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、ご指導をいただければと、そのように思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5番、森田暢明議員。

◇森田議員 お答えいただきましたので、次に順を追ってまた再度ご質問させていただきたいと思っておりますけれども、いろんな指定管理者にまつわるような書物だとか、町長の町政執行方針等にも指定管理者の制度というものに対しては民間のノウハウを十分に活用できることというようなこと、これもやはり言葉というか、一つのキャッチフレーズのような形になっているのかなというふうに思うわけでありましてけれども、この民間のノウハウというのもそれぞれの事業者も皆さん違うわけでありましてから、もちろんそのノウハウもいろんな努力の結果行政に役立つノウハウもありましようし、また行政の今まで携わってきた事柄に民間の業者のノウハウが本当に当てはまるのかどうかということは、必ずしもはまらない場合もあり得るのかなというふうに思うわけでありまして、ある面では行政が要綱をつくったときに、民間の事業者が一つの提案という形でその要綱に従ってこのようなことができますというようなことを提出してくるのだらうというふうに思いますけれども、そこら辺の行政側として目ききというか、見方が間違えると大変なことにもまたなるのかなというふうにも感じるわけがあります。具体的なことを挙げてみればと言われても、その具体的なことというのはなかなか、やり方がいろいろな角度からあるものですから、ちょっと控えさせてもらいたいなというふうに思いますけれども、ある面では民間のノウハウを活用するというのは、行政の例えばその施設を活用して住民とまちづくりをするという観点から見れば、行政が常にそれなりのビジョンを持っていなければその民間の事業者もそれに沿って活動ができていけないのではないかと、そういうようなビジョンを本当にしっかりと盛り込まれた要綱ができ上がっているかということもお尋ねしたいなというふうに思います。

また、行政側の今日までのビジョンもさることながら、利用者側が今後どのように例えばその施設を利用していきたいのかというようなことも十分に聞いた中で指定管

理者制度を導入することが大事ではないかなというふうに思うわけでありますので、その辺のこと、今までそういうようなことを既にもう言われるまでもなくやっていたり、しゃるのかどうかということもあわせてお聞きしたいと思います。

それから、2番目でありますけれども、行財政改革と指定管理者制度のことについてでありますけれども、行財政改革を推し進めるときに過度に指定管理料を低く抑えようというような意識が働いているかもしれないと。それは、想像でありますから、そういうことはないということであればそのように断言していただいて結構かと思いますが、いろいろ今日まで指定管理をしていただいている業者の方々に直接お話を聞く機会もあったり、また伝わってくる部分もあったりということで私なりに検証をさせていただいたこともあったわけですが、いろいろ人的な配置であるとか、いろいろ部材をそこにお使いになるというようなことで、それぞれの民間は民間としてまたいろいろ消耗諸資材を安価に手に入れることが可能な業者ももちろんいらっしゃるのかなと。もちろんそういう積算で、ある一定の金額であれば、そこをさらに安価に仕入れることができるのであれば、もちろんその差額は一つの民間事業者の努力ということになるのかなというふうに思いますけれども、一番危惧されることは、先ほど町長もそれぞれ人的配置をする部分で得意な人材というか、を登用する場合にはそれなりに人件費の単価も考えながら積算をさせていただいているということをおっしゃってございましたので、そのとおりだろうなというふうに思うわけでありますけれども、一番人件費のかかわる分野というのは非常に高いのかなというふうに思うのですけれども、その人件費をある程度圧縮をすることによって時には、どの部署とは僕は申しませんが、労働基準法に抵触してしまうようなことを強いるを得ないというようなこともあるのかなと。一般的には、週40時間というような時間の労働が一般的ではなかろうかなと思いますけれども、それを超えてしまうようなことも時にはあるのではないかなというふうに思うわけであります。そこら辺のことが実際にあるのであれば、さらに人をふやすような指導ももちろん行政としても必要なことでないかなと思いますし、また指定管理料として不足の部分があればそうならないような、指定管理料で補えるようなことも考えていただかなければならないのではないかなというふうに思いますので、その辺のことについても町長からご答弁をいただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、選定委員会のことでありますが、民間人の登用ということで利用者側の代表と言えるような、そういう人を登用してはいかがかなと。また、行政側や利用者側という場合ではなく、客観的にそういう立場を担えるような人材の登用をお考えになれないだろうか、そんなふうに思うわけであります。今まで行政の内部の職員だけで選定委員会を組織されていたというふうに認識しておりますけれども、どうしても身内の論理というか、ある種行政側の感覚で選定というか、考え方をまとめがちになりはせぬかなというふうな思いもちょっとありますので、そうでないというふうなことであればまたお答えをいただければというふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 指定管理に移行するための各施設のビジョンということでいけば、確かに十分でない部分があるかなと。先ほど言いましたように、地方自治法の改正によって二者択一と、どちらかでしかだめですよというような話になってまいりますので、流れとすれば必然的に指定管理者へというようなことになっているのが現状でございますので、そういう中でしか今のところ動いてきていなかった部分があるかと思います。今後どのような町としてその施設の活用を図っていただきたいかというような意思も含めて示すように努めてまいりたいと思います。また、今言った町が望むべきといいましょうか、考えるビジョンもありますけれども、利用者の側からの意見反映というものがどこで図られていくかということも重要なことかと思います。選定の段階という一つの区切りもございます。期限が切れた後の再選定というときもありますけれども、いろいろな施設の毎年度の検証について利用されている方々から意見をいただくというような形もとりながら、利用者の求めているところと町のビジョンとするところにそごがないかどうか、そういうことを把握しながら進めてまいりたいと、そのように思っております。

また、経費の面でありますけれども、指定管理者制度ができたころからこのことについて一般的には経費の節減が図れるというような言い方があったかと思います。当時議会に私どもがご協議をさせていただいたときにもそういう言い方もあったかと思ひますし、議員の皆さん方からも経費節減というようなことでのご指摘も随分あったというふうにも思っております。そのことがいろいろな積算をしていく中で過度に働き過ぎてはいないかというような指摘かと思ひます。先ほど修繕料などについて具体的な例えば例として、緊急時の即時対応できるような財源的な弾力性がこの中にあるというようなこともお話をさせていただきました。そういうような対応もさせていただきたいというふうに思っておりますし、人件費についてはそのほかの直営施設であろうが指定管理者制度による管理であろうが、いろんな面で効率化を図るということはもちろん必要なことでありますので、そういう視点でもって対応はさせていただいておりますけれども、例えばそれが労働基準法に逸脱をしたような時間設定であったり、また最低賃金を割り込むような単価設定であったりですとか、そういうようなことがあれば、それはゆゆしき事態でありますので、直ちに改善を図らなければならないと思ひますので、再度見直しをさせていただきたいと思ひます。また、当初そのような机上での計算の中で運用ができるものと思ひながら算定をした、積算をした内容であっても現場の中でどうしても不合理が生じてそのように機能しないというようなことがあれば、それも含めて直させていただきたいと、そのように考えてございます。その時期についても前段ほかの議員からもご指摘がありましたけれども、1年間終わって検証によって直すということではなしに、その現場の状況を見ながら必要な時期にそういうことがあれば対応をさせていただくという考え方を持ってございます。また、このことは今回一般質問があるということで答弁調整させていただいた中での話ではなく、さきの2月の19日の議会の前に担当課の職員を集めまして、こういった基本的な考え方について私の考え方も担当者、また総合窓口となる企画の担当者も含めて話をさせて、指示をしているところでございますので、そういった視点で今後指

定管理になる施設等についても、また昨年からなっている施設等についてもそういう視点でもって確認をさせていただきたいと、そのように思うところであります。

選定委員会については、先ほど申しましたように、民間の方々に入っていただく方向で考えたいと。どういった方にその場面でご活動いただくかということについては、今後いろんなご意見をいただきながら十分検討して進めていきたいと、そのように思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

◇議 長 暑い方は、上着を脱いでよろしいです。
5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 最後の質問にさせていただきたいと思いますが、あくまでもいろいろ指定管理者に行政が今までやっていただいたことをかわってやっていただくということでもありますので、いずれにしても施設にしても指定管理をしていただく部門はあくまでも町が設置したものでありますから、町の思いがそこに入っていなければよくないわけでありです。先ほども申し上げましたように、今後例えば施設であれば住民にどのようなビジョンを持って活用してもらいたい、また行政と住民とでその施設を活用しながらどういうまちづくりをしていきたいかというようなことがそこに明確に打ち出されていなければならないものではないかなというふうに思うわけでありです。それに従って指定管理者は行政にかかわって管理をしていただくということではなかろうかなと。それなりに一つの目標をある面ではつくっていただいた中で、それにいろいろ指定管理者が努力をされて到達した場合には、それなりに評価制というものを導入されてもいかなものかなというふうにも思うわけでありです。指定管理の受けた年数というのは、それぞれまた3年とか5年とか施設によってさまざまでありますから、それなりに成果が生まれるというのも、時間を要するものももちろんあるでしょう。ですから、それはその中で調整もしていただくことも可能ではないかなというふうに思いますので、そういう民間の事業者が本当に一生懸命町の施設を使いながら住民と一緒に、また町にかかわってまちづくりをしていただけるというような、そういう仕組みを何とか確立してもらえればなというふうに思うのを最後の質問にさせていただいて、終えたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 建物、施設などを建てた場合については所有者、設置者は町であり、ご利用いただくのは町民であり、管理をするのが例えば指定管理者の皆さん方と、その意識が皆さん方、3者がそごをかむようではなかなかいけないと、そんなふうに思っています。そういう意味で、これは別な意味もあったのですけれども、施設の整備ですとか統廃合、さらには管理等を考えながら、今町の中にある施設がどのような現況にあるかというものを内部として押さえて調査しているものもあります。その中でおのおの施設の役割等をしっかりと見据えた中で、そして指定管理に出す場合の求めるところというものをしっかりと定めながら対応していきたいと思います。

また、指定管理者の皆さんには3年なり5年、これは理由があって分けている部分がございますけれども、その中でどのような仕事が達成できたのかということについて検証いく必要もあろうかと思えます。これは、事業自体も事業評価制度というようなものがありますけれども、施設の管理についてもそういうような一定の成果をどのように検証していくかというものが必要になってこようかと思えます。

選定委員会もありますけれども、私先ほど利用者が何を求めているか、その意見を把握するような、そういう場も必要ではないかというふうなお話をさせていただきました。そういう中で実際に将来に向けての要望活動だけではなくて、その指定された何年間の間でどのような成果があったかと。それは、行政と指定管理者だけで判断するのではなくて、町民の方にそういうところに入っていて、そういう場面での意見もいただきながら評価、検証をさせていただく機会というのは何がしかの形でつくっていききたいと、そんなふうに思っておりますので、その中でその次に向けてのステップアップにしていきたいと、そのように考えてございます。

◇森田議員 終わります。

◇議 長 これにて森田暢明議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 2時00分
再開 午後 2時10分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議案第20号

◇議 長 日程第3、議案第20号 財産の無償貸付けについてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第4 議案第21号

◇議 長 日程第4、議案第21号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第5 議案第22号

◇議 長 日程第5、議案第22号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第6 議案第23号

◇議 長 日程第6、議案第23号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 7 議案第 2 4 号

◇議 長 日程第 7、議案第 2 4 号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第 8 議案第 2 5 号

◇議 長 日程第 8、議案第 2 5 号 大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本保健福祉課長。

◇保健福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第 9 議案第 2 6 号

◇議 長 日程第 9、議案第 2 6 号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第１０ 議案第２７号

◇議 長 日程第１０、議案第２７号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第１１ 議案第２８号

◇議 長 日程第１１、議案第２８号 大空町女満別地区・東藻琴地区農業委員会委員の定数及び選挙区設定に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊地農政課長。

◇農政課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎日程第１２ 議案第２９号

◇議 長 日程第１２、議案第２９号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊地農政課長。

◇農政課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。議事の都合により、本案は提案理由の説明のみとし、後日質

疑、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎日程第 13 議案第 30 号ないし日程第 22 議案第 39 号

◇議 長 日程第 13、議案第 30 号 平成 20 年度大空町一般会計予算から日程第 22、議案第 39 号 平成 20 年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで 10 件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。本案については、議長を除く 17 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案については、議長を除く 17 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 07 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に議員控室において、予算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行ってください。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時24分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りします。先ほど予算審査特別委員会に付託しました議案第30号から議案第39号まで10件については、会議規則第46条第1項の規定によって、3月17日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号から議案第39号まで10件については、3月17日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

ここで諸般の報告をいたします。休憩中に先ほど設置されました予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に厚海六郎議員、副委員長に森進議員が互選された旨の報告がありました。

◎散会の宣告

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分

平成 2 0 年 第 1 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成20年 3 月11日
- ・ 開 会 平成20年 3 月11日
- ・ 閉 会 平成20年 3 月18日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		女満別地区農業委員会会長
東藻琴地区農業委員会会長		
副	町	長
副	町	長
副	町	長
総 合 支 所 長		商 工 観 光 課 長
会 計 管 理 者		建 設 課 長
総 務 課 長		住 民 生 活 課 長
企 画 課 長		保 健 福 祉 課 長
財 政 課 長		東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
財 政 課 参 事		産 業 振 興 課 長
住 民 課 長		建 設 水 道 課 長
		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別教育センター所長		監 査 委 員 事 務 局 長
女満別地区農業委員会 事 務 局 長		東藻琴地区農業委員会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成20年第1回大空町議会定例会第8日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、16番、森進議員及び17番、厚海六郎議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、配付してあります議事日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第20号

- ◇議 長 日程第2、議案第20号 財産の無償貸付けについてを議題とします。
本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第20号 財産の無償貸付けについてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第20号 財産の無償貸付けについては、原案のとおり可決され

ました。

◎日程第３ 議案第２１号

◇議 長 日程第３、議案第２１号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２１号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２１号 大空町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第２２号

◇議 長 日程第４、議案第２２号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２２号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の

助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第５ 議案第２３号

◇議 長 日程第５、議案第２３号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２３号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第６ 議案第２４号

◇議 長 日程第６、議案第２４号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２４号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 大空町広域保育の実施に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第25号

◇議 長 日程第7、議案第25号 大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号 大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第26号

◇議 長 日程第8、議案第26号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号 大空町東藻琴国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第２７号

◇議 長 日程第９、議案第２７号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２７号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２７号 大空町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第２８号

◇議 長 日程第１０、議案第２８号 大空町女満別地区・東藻琴地区農業委員会委員の定数及び選挙区設定に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第２８号 大空町女満別地区・東藻琴地区農業委員会委員の定数及び選挙区設定に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 大空町女満別地区・東藻琴地区農業委員会委員の定数及び選挙区設定に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第29号

◇議 長 日程第11、議案第29号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案については、既に提案理由の説明を終えておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 大空町農業委員会に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第30号ないし日程第21 議案第39号

◇議 長 日程第12、議案第30号 平成20年度大空町一般会計予算から日程第21、議案第39号 平成20年度大空町個別排水処理事業特別会計予算までの10件を一括議題とします。

本案について予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、厚海六郎議員。

◇予算審査特別委員会委員長 委員長報告として、予算審査特別委員会に付託された平成20年度大空町一般会計予算ほか9会計予算は、3月13日及び3月14日の2日間にわたり課長、課長補佐、係長等の出席を求めて直接説明を聞き、第3日目は本会議方式により町長初め関係課長の出席を求めて総括質疑を行い、慎重かつ効率的な審査の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案第30号から議案第39号までの10会計予算すべてを全会一致で次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第30号 平成20年度大空町一般会計予算、原案可決。

議案第３１号 平成２０年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計予算、原案可決。
議案第３２号 平成２０年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算、
原案可決。
議案第３３号 平成２０年度大空町老人保健特別会計予算、原案可決。
議案第３４号 平成２０年度大空町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。
議案第３５号 平成２０年度大空町介護保険事業勘定特別会計予算、原案可決。
議案第３６号 平成２０年度大空町介護サービス事業勘定特別会計予算、原案可決。
議案第３７号 平成２０年度大空町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。
議案第３８号 平成２０年度大空町下水道事業特別会計予算、原案可決。
議案第３９号 平成２０年度大空町個別排水処理事業特別会計予算、原案可決。
以上で報告を終わります。

◇議 長 別に発言もないようですので、これより採決します。

お諮りします。議案第３０号 平成２０年度大空町一般会計予算から議案第３９号
平成２０年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで１０件を一括して採決したい
と思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決しました。

これから、議案第３０号 平成２０年度大空町一般会計予算から議案第３９号 平
成２０年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで１０件を一括して採決します。

議案第３０号から議案第３９号までの１０件に対する特別委員会の審査報告は、い
ずれも原案のとおり可決です。

議案第３０号 平成２０年度大空町一般会計予算から議案第３９号 平成２０年度
大空町個別排水処理事業特別会計予算まで１０件は、特別委員会審査報告のとおり原
案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第３０号 平成２０年度大空町一般会計予算から議案第３９号 平成
２０年度大空町個別排水処理事業特別会計予算まで１０件は、原案のとおり可決され
ました。

◎日程第２２ 議案第４０号

◇議 長 日程第２２、議案第４０号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定め
ることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

皆川建設水道課長。

◇建設水道課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第40号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第40号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第41号

◇議 長 日程第23、議案第41号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第11号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第41号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第11号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第41号 平成19年度大空町一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 4 発議第 2 号

- ◇議 長 日程第 2 4、発議第 2 号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 2 5 発議第 3 号

- ◇議 長 日程第 2 5、発議第 3 号 各常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 4 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第 2 6 発議第 4 号

- ◇議 長 日程第 2 6、発議第 4 号 懸案事項促進のための議員派遣についてを議題とします。

平成 2 0 年度中の懸案事項促進のため、派遣用務の選択、派遣議員の指名、人員、派遣期間及び用務地等について、その都度、議長において検討の上決定し議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。発議第 4 号はそうように決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。

発議第 4 号は、そのように決定しました。

◎日程第 2 7 報告第 1 号

- ◇議 長 日程第 2 7、報告第 1 号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 （例月出納検査報告）

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

町長。

◇町 長 平成20年第1回大空町議会の定例会の終了に当たりまして、一言お礼とまた感じたことについてお話しをさせていただきたいと思います。

昨日も議会軽視に当たらないようにというようなお話をいただきましたけれども、本日の新聞に元町遺跡の修復の話題が出ておりました。いろいろな情報を提供していくということは私どもの使命でもあります。職員などは議会がまだ十分審議されつくしていない中で情報提供するのはどうかというようなことで心配する向きもあります。私などはいろいろな情報、マスコミの方々にもお伝えしておかなければならない。ただ議会の審議を得ないと成案としての形としてはならないと、そういうことをしっかりと伝えながら町の持っているアイテム、広報とかホームページだけではなくて民間のマスコミの方々にも情報提供する中で町民の方々も考える機会をというようなことで、事前にいろいろなことについて情報を提供させていただいている部分がございます。しかしながら、決して議会の軽視しているということではなく、あくまでも議会の中で議論をいただくために町民の方々がその提案する内容等について聞き及んでどのようにご判断をされるか、またそれを議会の方々が受け止めて、その中でまたご質問もいただけるものと、そのように思っていることであります。ただ私どもが思います以上にマスコミの方々は断定的に書かれるような場合が非常に多くありますので、その当たりもう少し慎重にしなければならないと改めて思ったところでもあります。ただ町民の側からすれば、町の広報などで画一的に書かれるよりも新聞やテレビなど、そういう報道で目にするということのほうが受け止める中で印象としては強いのかなと、そんな感じもいたしてもおります。そういう兼ね合いを十分図りながら町民の方々、また議会に対する情報提供というようなことで情報の共有をこれからも図ってまいりたいと、そのように考えてございます。

また20年度予算の関係について原案のとおりお認めをいただきまして、心からお礼を申し上げたいと思います。今までいろいろ職員はもとより私など頭にあったアイデアというようなものを形にするということとはたやすいことでありますけれども、それを形にして行政が行っていく上でのものと、形にするということとはなかなか難しい部分がありますけれども、そういった中で今回の20年度予算については新しいものを取り込んできたように思います。しかしながら、実際には盛り込んだだけではまだ

まだ町民の方々にご満足をいただけるものではなくて、それをしっかりと執行をしていかなければならないということがあります。このことについて、職員ともども全力を上げて取り組んでまいりたいと思います。

またさらに、昨日のご質問、ご意見の中にもありましたけれども、そのことをしっかりとどういう目的でそういう事業等を執行していくのかということを町民に伝える、そういう使命も私どもは担っていかなければならない。そのことも大変難しいことではありますけれども、万全な執行とあわせて町民の方々にその意味というものを伝える努力もあわせて行っていきたいと、そんな決意をもとに今回の議会に臨ませていただきました。いろいろご意見いただいたものをしっかりと受け止めて新年度しっかりとできるように職員ともども頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともご指導賜りますよう、重ねて申し上げお礼にかえさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

◇議 長 平成20年第1回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

閉会 午前10時37分